

第 1 章

総 則

第1節 計画の策定方針

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、秋田市防災会議が作成する計画であり、秋田市の地域における大規模災害に対処するため、予防対策、応急対策および復旧・復興対策について、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊、公共的団体および防災上重要な施設の管理者・事業者等（以下「防災関係機関」という。）および市民、企業等の「自助」・「共助」に基づく防災活動を含めた総合的かつ計画的な防災対策を定め、市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。

また、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、様々な対策を組み合わせることで災害に備えるものとする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法の規定に基づく「秋田市地域防災計画」として作成するもので、秋田市の地域に係る災害対策の根幹となるものであり、災害に関し、市の地域における防災関係機関の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上においての基本的な大綱をその内容としているものである。したがって、この計画は、市における具体的な防災活動計画としての性格をもつものであり、市内の防災活動はすべてこの計画を基本として有機的に運営されるべきものである。

また、この計画は、秋田県の地域防災計画と相互に補完的な関係にあり、その運用に当たっては、両者が密接な関連のもとに運用されるよう留意されなければならない。

3 計画の構成と内容

「秋田市地域防災計画」は、自然災害および事故災害を対象とし、「第1章 総則」「第2章 災害予防計画」「第3章 災害応急対策計画」「第4章 災害復旧・復興計画」「第5章 事故災害対策計画」からなる「本編」ならびに「資料編」で構成する。

また、この計画は、秋田市および防災関係機関がとるべき防災対策の基本的事項を定めるものであり、市および防災関係機関は、この計画に基づき、具体的な実施計画を定め、その推進を図る。さらに、「自らの身の安全は自らが守る」の「自助」の重要性から、市民および民間事業者の基本的な役割にも言及し、大規模災害に対する備えを促進する。

なお、地区住民等から提案があった場合、本計画に地区防災計画を定めることができるものとする。

表 1-1-1 災害の種類

自 然 災 害	地震、津波、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、崖崩れ、土石流、地滑り、竜巻等の自然現象
事 故 災 害	大規模火災もしくは爆発、放射性物質・可燃物・薬液等有害物の大量流出、海上災害、航空災害、陸上交通災害（鉄道・自動車事故等）、産業災害（コンビナート災害を含む）その他の大規模な人為的な事故

4 計画の推進

過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、国土強靱化の観点も踏まえたハード・ソフト合わせた災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見を最大限に取り入れ、起こりうる災害とその被害を的確に想定することにより、災害対策の改善を図る必要がある。

ハード面については、主要交通や通信機能の強化、市街地開発事業のほか、同時に、「Eco-DRR」や「グリーンインフラ」に関する取組を進めることで、事前環境の機能を活用した地域のレジリエンス向上を図る。

ソフト面においては、過去の災害を教訓として、関係機関が連携した実践的な訓練や計画的・継続的な研修の実施のほか、複合災害を念頭に置いた事前防災の取組を推進するとともに、災害時の応急復旧対策を適切に運用するため、関係機関相互の連携協力体制の整備に努める。特に、被災者支援として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への支援および男女共同参画等の多様な視点から捉えた避難所の運営など、多くの住民が参加できる実践的な防災訓練の実施と防災思想の普及啓発を積極的に推進する。

なお、男女双方の視点や、高齢者、障がい者などに配慮した防災を進めるため、防災会議委員への任命など防災に関する政策・方針決定過程および現場での男女共同参画を推進するほか、地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、各種防災対策の充実に努める。

また、立地適正化計画で定める都市機能・居住誘導区域において、災害ハザードエリアが残存する場合は、同計画に防災・減災対策等に係る防災指針を位置付け、都市の防災に関する機能の確保に努める。

5 他の計画および他法令に基づく計画との関係

この計画は、「秋田県防災・減災・国土強靱化計画（令和3年9月）」「秋田県地域防災計画（令和6年4月修正）」および「第14次秋田市総合計画（令和3年3月）」の諸施策と整合性を図り策定する。

また、東日本大震災を受けて制定された秋田市災害対策基本条例（平成24年3月条例第3号）との十分な整合を図るとともに、他の法令に基づいて作成する「消防計画」・「水防計画」とも十分調整を図る。

なお、これらの計画と抵触することがあって、かつ避けることができないと認められるときは、防災会議において調整を図る。

6 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年度検討を加え、必要があると認めるときは防災会議において修正する。したがって、各機関は、自己の所掌する事項について検討し、毎年3月末日（緊急を要するものはその都度）までに計画修正案を秋田市防災会議（事務局：総務部防災安全対策課）へ提出するものとする。

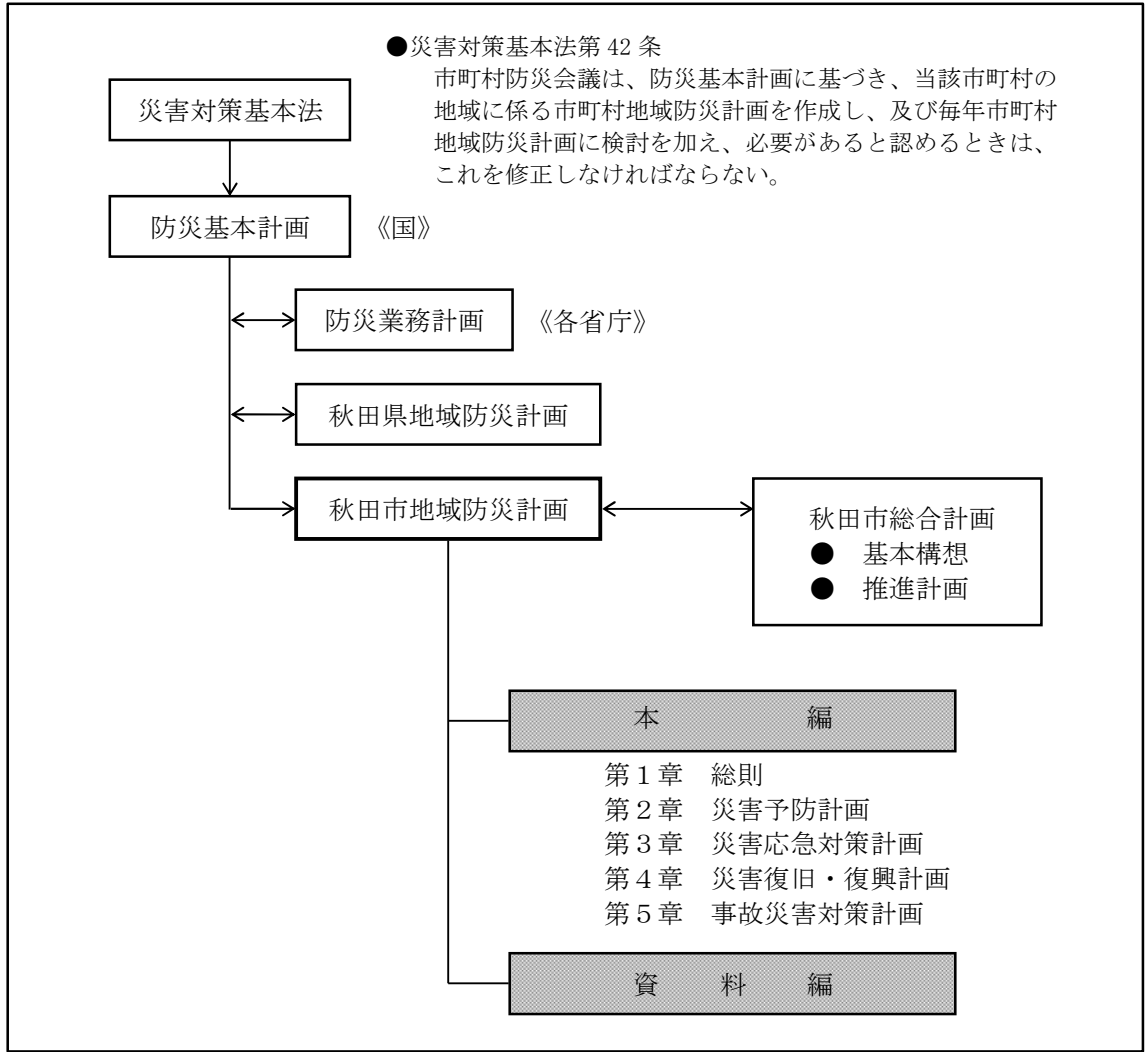


図 1-1-1 計画の体系

7 計画の習熟

市および防災関係機関は、常に防災に関する調査、研究および教育、訓練を実施して本計画の習熟を図るとともに、市民に対する計画内容の周知徹底に努める。

第 2 節

防災に関する組織および業務の大綱

1 防災関係機関等の責務

(1) 秋田市防災会議

秋田市防災会議は、災害対策基本法第 16 条に基づき、市長を会長として秋田市防災会議条例（昭和 38 年 3 月条例第 8 号）第 3 条に規定する者を委員として組織するもので、市における防災に関する基本方針および計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べるほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を行う。

(2) 市の責務（災害対策基本法第 5 条）

市は、防災の第一次責任を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域ならびに市民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体および市民等の協力を得て防災活動を実施する。

(3) 県の責務（災害対策基本法第 4 条）

県は、市を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市および指定地方行政機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

(4) 指定地方行政機関の責務（災害対策基本法第 3 条）

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の地方行政機関と相互に協力して、市の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(5) 指定公共機関および指定地方公共機関の責務（災害対策基本法第 6 条）

指定公共機関および指定地方公共機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力する。

(6) 公共的団体および防災上重要な施設の管理者・事業者の責務（災害対策基本法第 7 条）

公共的団体および防災上重要な施設の管理者・事業者等は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。

また、市その他防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

2 市民および事業所の役割

広域的災害や大規模災害に備え、市民や事業所は、飲料水、非常用食糧、生活必需品等の備蓄等の手段を講ずるとともに、災害発生時には自発的な防災活動を実施するよう努める。

(1) 市民に期待する役割

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災活動の原点に立って、災害による被害を軽減し、被害の拡大を防止するために、平常時および災害発生時に次のことを実践するよう努める。

ア 平常時から実践する事項

- (ア) 自主防災組織の活動に参加し、自助・共助を主体とした防災に関する知識の習得
- (イ) 地域の危険箇所等の把握と認識
- (ウ) 家屋の構造強化および防火性の促進
- (エ) 家屋の耐震性の促進および家具等の転倒防止対策
- (オ) ブロック塀等の倒壊防止対策
- (カ) 火気使用器具等の安全点検および火災予防措置
- (キ) 避難場所および避難路の確認
- (ク) 飲料水、食糧、生活必需品、衣料等の備蓄
- (ケ) 医療品の備蓄
- (コ) 各種防災訓練への参加
- (サ) 積雪時における除雪の励行

イ 災害発生時に実践が必要となる事項

- (ア) 正確な情報の把握
- (イ) 出火防止措置および初期消火の実施
- (ウ) 適切な避難の実施
- (エ) 応急救助・救出活動
- (オ) 防災ボランティア等応急復旧活動への参加と協力
- (カ) 要配慮者に対する支援

(2) 事業所に期待する役割

事業所は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常用食糧の備蓄など、災害に即応できる防災体制の充実に努めるとともに、事業所内の従業員および利用者等の安全を確保することはもちろん、地域の防災活動への積極的な協力を努めなければならない。

このため事業所は、平常時および災害発生時に次のことを実践するよう努める。

ア 平常時から実践する事項

- (ア) 防災責任者の育成および従業員への防災教育
- (イ) 建築物の構造強化および耐震化の促進
- (ウ) 火を使用する設備、危険物施設等の点検および安全管理
- (エ) 防災訓練の実施

- (オ) 自衛消防隊の結成と消防計画の作成
 - (カ) 地域防災活動への参加および協力
 - (キ) 防災用資機材の備蓄と管理
 - (ク) 飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄
 - (ケ) 広告、外装材等の落下防止
- イ 災害発生時に実践が必要となる事項
- (ア) 正確な情報の把握および伝達
 - (イ) 出火防止措置および初期消火の実施
 - (ウ) 従業員、利用者等の避難誘導
 - (エ) 応急救助・救出活動
 - (オ) 場所の提供等ボランティア活動への支援
 - (カ) 地域における対策活動への協力

3 業務の大綱

(1) 市

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市	1 秋田市防災会議および秋田市災害対策本部に関すること 2 災害予防、災害応急対策および災害復旧対策に関すること 3 災害情報の収集・伝達、および被害の調査・報告に関すること 4 防災に関する知識の普及、教育、訓練に関すること 5 自主防災組織等の結成、育成・指導および強化に関すること 6 防災関係機関との連絡調整および協力に関すること 7 災害救助法が適用された災害に関し、知事から委任された救助事務、又は知事の補助者としての当該事務の実施に関すること 8 その他地域防災の推進に関すること

(2) 県の機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
県	1 県防災会議および県災害対策本部に関すること 2 災害予防、災害応急対策および災害復旧対策に関すること 3 災害情報の収集伝達および被害の調査・報告に関すること 4 他の防災関係機関との連絡調整に関すること 5 災害救助法の適用実施に関すること 6 災害時の文教対策および警備対策に関すること 7 防災に関する知識の普及、教育、訓練に関すること 8 自主防災組織等の結成、育成・指導に関すること 9 市町村防災業務の助言・調整に関すること

機 関 の 名 称		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
秋田港湾事務所		1 港湾施設の被害情報の収集・伝達に関すること 2 港湾施設の応急対策に関すること
秋 田 地 域 振 興 局	総務企画部	1 地域災害対策部の庶務に関すること 2 本庁災害対策本部との連絡調整に関すること 3 市町村との連絡調整に関すること 4 要望および陳情に関すること 5 災害広報に関すること 6 庁舎等の安全確保、応急対策および被災情報に関すること 7 救援物資、見舞金等の受付・保管に関すること 8 管内地方機関との連絡調整に関すること 9 地域災害対策部の他部に属しない事項に関すること
	福祉環境部	1 社会福祉施設および保健衛生関係施設の安全確保、応急対策および被災情報に関すること 2 要配慮者の罹災援護に関すること 3 社会福祉施設および保健衛生関係施設の災害復旧に関すること 4 医療・救護に関すること 5 防疫・清掃に関すること 6 保健衛生関係の被害調査に関すること
	農林部	1 農林漁業関係の安全確保、応急対策および被災情報に関すること 2 農林漁業関係の災害防止および災害応急復旧に関すること
	建設部	1 土木関係の安全確保、応急対策および被災情報に関すること 2 土木関係の災害防止および災害応急復旧に関すること
	その他	1 所管の災害対応業務に関すること
秋田県警察本部 秋田中央警察署 秋田臨港警察署 秋田東警察署		1 災害関連情報の収集伝達に関すること 2 被災者の救出・救護に関すること 3 被災者等の避難誘導に関すること 4 行方不明者の捜索および死体の見分に関すること 5 交通規制および緊急交通路の確保に関すること 6 犯罪の予防、取締り等社会秩序の維持に関すること 7 被災地域における広報活動に関すること 8 県災害対策本部の事務局業務に関すること
教育庁		1 学校施設等の災害対策に関すること 2 応急教育、児童生徒の安全対策に関すること

(3) 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東北管区警察局	1 災害状況の把握と報告連絡に関すること 2 関係職員の派遣に関すること 3 警察官および災害関係装備品の受援・支援調整に関すること 4 関係機関との連絡調整に関すること
東北財務局 (秋田財務事務所)	1 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること 2 災害時における民間金融機関等に対する被災者支援のための金融上の措置の要請に関すること 3 地方公共団体に対する災害対策事業、災害復旧融資に関すること 4 地方公共団体に対する国有財産の無償貸付に関すること 5 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること
東北農政局 (秋田県拠点)	1 農業災害の予防、拡大防止、ならびに応急復旧対策についての指導および助成に関すること 2 農業災害に係る資金融資に関すること 3 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること
東北森林管理局	1 国有林野内の保安林、保安施設、地すべり防止施設の整備保全等治山に関すること 2 国有林野の林野火災の防止に関すること 3 国有林林道その他施設の整備保全に関すること 4 災害時における応急復旧用材の供給に関すること
東北経済産業局	1 災害時における応急復旧資機材、生活必需物資等の需給対策に関すること 2 災害時の物価安定対策に関すること 3 被災商工業者に対する融資に関すること
関東東北産業保安監督部 (東北支部)	1 災害時における火薬類、高圧ガスおよび都市ガス、ならびに電気施設等の保安対策に関すること 2 鉱山施設の保全および鉱害の防止対策に関すること 3 鉱山における災害時の応急対策に関すること
東北運輸局 (秋田運輸支局)	1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集および伝達に関すること 2 緊急・代替輸送における関係事業者等への指導・調整および支援に関すること
東京航空局 (秋田空港・航空路監視レーダー事務所)	1 災害時における航空保安対策に関すること 2 災害時における緊急航空輸送、ならびに遭難航空機の捜索、救助に関すること
東北地方測量部	1 地理空間情報、防災関連情報および地理情報システムの活用に関すること 2 復旧測量等の実施に関すること

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東北地方整備局 (秋田港湾事務所)	1 港湾および所轄海岸における地震、津波等による災害の防止対策に関すること 2 秋田港の港域内における港湾施設の整備（国の直轄土木工事）およびその災害復旧に関すること
第二管区 海上保安本部 (秋田海上保安部)	1 海上における災害警備、海難救助対策に関すること 2 船舶交通の安全確保に関すること 3 海上における災害予防および災害応急対策に関すること
仙台管区气象台 (秋田地方气象台)	1 気象、地象、地動および水象の観測ならびにその成果の収集および発表を行う 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）および水象の予報および警報等の防災気象情報の発表、伝達および解説を行う 3 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備に努める 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
東北総合通信局	1 放送・通信設備の耐震性確保に関すること 2 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備に関すること 3 通信システムの被害状況等の把握および災害時における通信の確保に必要な措置に関すること
東北厚生局	1 災害状況の情報収集、通報に関すること 2 関係職員の派遣に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること
秋田労働局	1 工場、事業所等における労働災害防止対策に関すること 2 被災者に対する職業あっせんに関すること
東北地方整備局 (秋田河川国道事務所)	1 国の直轄土木施設の災害防止ならびに災害復旧対策に関すること 2 水防警報等の発表、伝達および応急対策に関すること 3 洪水の予報・警報等の発表、伝達に関すること
東北防衛局	1 災害時における自衛隊および在日米軍との連絡調整に関すること 2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること
東北地方環境事務所 (秋田自然保護官事務所)	1 所管施設の避難場所等としての利用に関すること 2 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること 3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に関すること 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請および調整に関すること 5 家庭動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等および救護支援の実施に関すること

(4) 自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 第 21 普通科連隊 航空自衛隊 秋田救難隊	1 災害時における人命救助、偵察、消防、水防、救助物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、炊飯、給水、通信支援および応急復旧活動に関すること

(5) 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
独立行政法人国立病院機構 (北海道東北グループ)	1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整ならびに派遣の支援に関すること 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣および輸送手段の確保の支援に関すること 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報に関すること 4 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関すること
日本銀行 (秋田支店)	1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関すること 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること 5 各種措置に関する広報に関すること
日本赤十字社 (秋田県支部)	1 災害時における医療、助産その他の救助対策に関すること 2 災害救助等に必要な協力、奉仕者の動員に関すること 3 義援金品の受付、配分に関すること
日本放送協会 (秋田放送局)	1 気象予報、災害情報等の報道に関すること 2 防災知識の普及に関すること 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること
日本郵便株式会社 (秋田中央郵便局)	1 災害時における郵便業務の確保に関すること
東日本旅客鉄道株式会社 (秋田支社) 日本貨物鉄道株式会社 (東北支社秋田総合鉄道部)	1 鉄道施設の災害防止および復旧に関すること 2 災害時における救助物資および人員の緊急輸送に関すること

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東日本電信電話株式会社 (秋田支店) 株式会社N T T ドコモ (東北支社秋田支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (東北支店) K D D I 株式会社(東北総支社) ソフトバンク株式会社 (仙台WW事務所) 楽天モバイル株式会社 (東日本エリア本部)	1 電気通信事業用通信施設の災害防止および災害復旧対策に関すること 2 災害時における非常通話の運用に関すること 3 気象警報の伝達に関すること
東日本高速道路株式会社 (東北支社秋田管理事務所)	1 日本海東北自動車道の災害防止および復旧に関すること 2 秋田自動車道の災害防止および復旧に関すること
日本通運株式会社 (秋田支店) 佐川急便株式会社 (北東北支店秋田営業所) ヤマト運輸株式会社 (秋田主管支店) 福山通運株式会社 西濃運輸株式会社	1 災害時における救助物資等の輸送に関すること
東北電力株式会社 (秋田支店) 東北電力ネットワーク株式会社 (秋田電力センター)	1 電力施設の災害防止ならびに災害復旧対策に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること
イオン株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート	1 災害時における物資の調達および供給確保に関すること

(6) 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
土地改良区	1 ため池、樋門、水門等農業用施設の維持管理に関する事 2 農地、農業用施設の被害調査および災害復旧に関する事
株式会社秋田放送 秋田テレビ株式会社 秋田朝日放送株式会社 株式会社エフエム秋田 株式会社秋田ケーブルテレビ	1 気象予報、災害情報等の報道に関する事 2 防災知識の普及に関する事 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関する事
東部瓦斯株式会社 (秋田支社) 秋田中央LPガス協議会	1 ガス供給施設の防災に関する事 2 被災地に対する燃料供給の確保に関する事 3 ガス供給施設の被害調査および復旧に関する事
秋田中央交通株式会社 公益社団法人 秋田県トラック協会 羽後交通株式会社	1 被災地の人員輸送の確保に関する事 2 災害時の応急輸送対策に関する事 3 緊急支援物資の輸送に関する事
一般社団法人 秋田県医師会 秋田県厚生農業協同組合 連合会 公益社団法人 秋田県看護協会 一般社団法人 秋田県薬剤師会 一般社団法人 秋田県歯科医師会	1 災害時における医療救護活動に関する事 2 防疫、その他保健衛生活動の協力に関する事
一般社団法人 秋田県建設業協会	1 災害時における公共施設の応急対策への協力に関する事

(7) 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
報道機関	1 市民に対する防災知識の普及に関すること 2 災害情報等の報道に関すること
一般社団法人 秋田市医師会	1 災害時における医療救護および助産活動に関すること 2 防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること 3 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人 秋田市歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること 2 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること
一般診療所・病院	1 災害時における収容者の保護対策に関すること 2 災害時における負傷者等の医療助産活動に関すること 3 避難用設備の整備と避難訓練に関すること
農業協同組合(J A秋田な まはげ) 秋田中央森林組合 秋田県漁業協同組合	1 市が行う農林漁業関係の被害調査の協力に関すること 2 農林水産物に係る災害応急対策についての指導に関すること 3 被災農林漁業者に対する融資あっせんに関すること 4 共同利用施設の災害応急対策および復旧対策に関すること 5 災害時における飼料、肥料等の確保対策に関すること
社会福祉施設	1 災害時における入所者の保護対策に関すること 2 避難用設備の整備と避難訓練に関すること
社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の援護に関すること 2 災害ボランティアに関すること
秋田商工会議所 河辺雄和商工会	1 市が行う商工業関係の被害調査の協力に関すること 2 被災商工業者に対する融資あっせんに関すること 3 災害時における物価安定対策に関すること 4 救助用物資、復旧資機材の調達あっせんに関すること
金融機関	1 被災事業者に対する各種資金の融資およびその他の緊急措置対策に関すること
学校法人	1 避難用設備の整備と避難訓練に関すること 2 教育施設の防災管理ならびに災害復旧に関すること 3 被災時における応急教育対策に関すること
文化財管理者	1 文化財の防災および避難対策に関すること
危険物取扱所等	1 石油類等危険物の防災管理に関すること 2 災害時における燃料等の供給に関すること

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
一般社団法人 秋田市建設業協会	1 道路障害物の除去等に関する事 2 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関する事 3 倒壊住宅等の撤去の協力に関する事 4 応急仮設住宅の建設および被災住宅の応急修理の協力に関する事
秋田市町内会等および自主防災組織等	1 避難者の誘導および要配慮者等の発見、安否確認、救出救護の協力に関する事 2 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分および避難所内の世話業務等の協力に関する事 3 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関する事 4 自主防災活動の実施に関する事

秋田市の災害活動体制

計画の方針

本市に台風や豪雨、地震などの災害が発生し、もしくは発生のおそれがあるとき、又は重大な事故災害が発生した場合、市長は速やかに災害対策本部等を設置するとともに、法令および本計画で定める防災関係機関と連携を図り、総合的かつ効果的な災害応急対策を実施する。

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

1 災害活動体制

災害の発生後、又は発生のおそれがある場合、速やかに、職員の参集、情報収集連絡体制を確立するとともに、災害対策本部の設置など必要な体制をとるものとする。国、県を含む防災関係機関との総合的な防災体制は、図 1-3-1 のとおりであり、相互に連携を図るものとする。

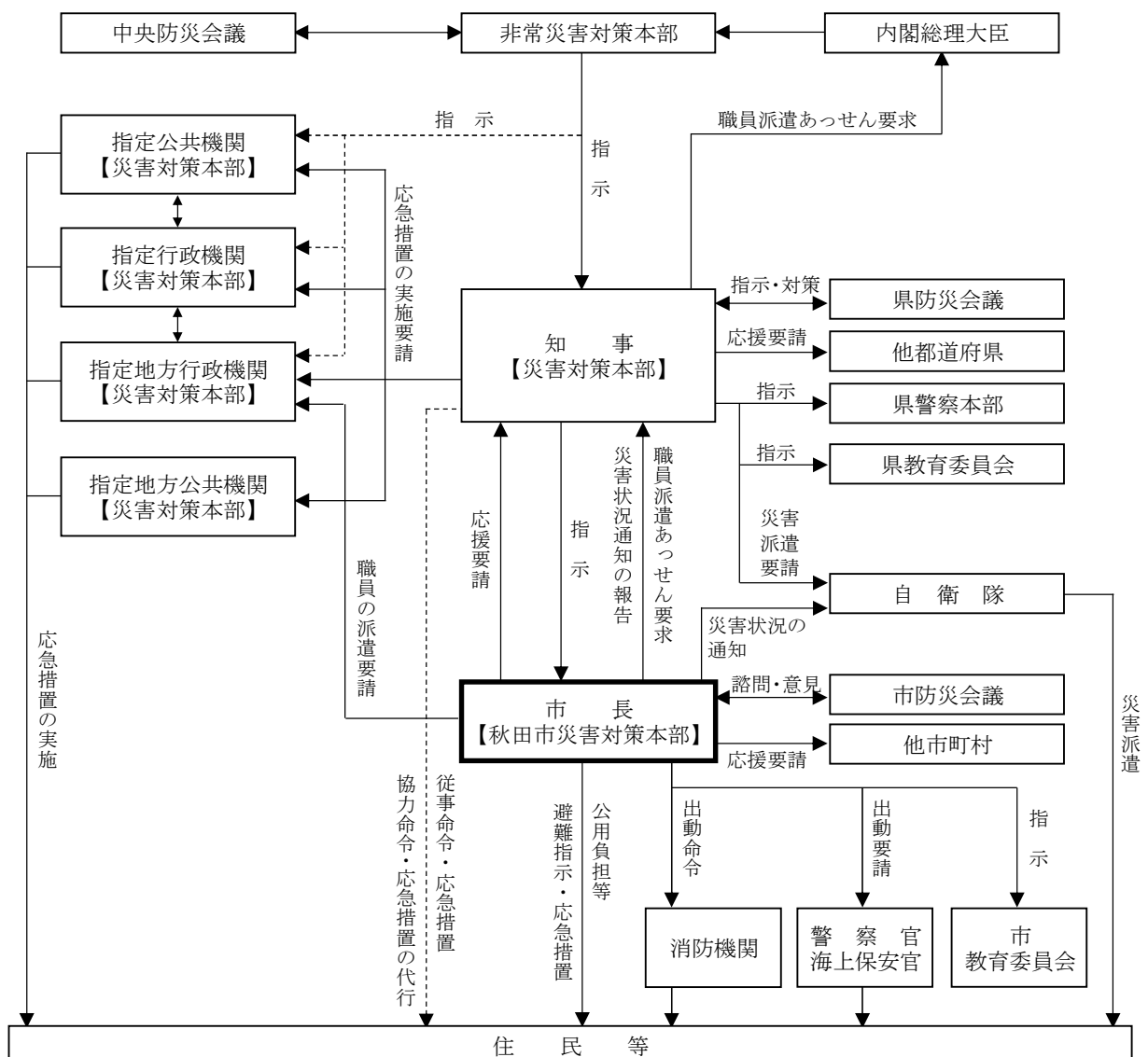


図 1-3-1 総合防災体制図

2 災害対策本部等の設置・廃止基準

市は、市内で災害が発生した場合、又は発生が予想される場合、民間団体、市民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめなければならない。このため、市は災害対策本部、災害警戒対策部又は災害警戒対策室を速やかに設置し、防災業務の遂行に当たる。

(1) 秋田市災害対策本部

災害対策基本法第 23 条第 1 項の規定に基づき、本市に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に秋田市災害対策本部条例(昭和 59 年 9 月条例第 23 号)にしたがって設置する。

◆資料編 1－4 秋田市災害対策本部条例

表 1-3-1 秋田市災害対策本部設置基準

名 称		秋田市災害対策本部	
設置権者	市 長		
設置基準	【自動設置】 1 市域で震度 5 強以上の地震が観測されたとき 2 気象庁が、秋田県に大津波警報（特別警報）を発表したとき 【自動設置以外】 1 市民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、拡大するおそれがある場合 2 災害救助法を適用する程度の災害が発生した場合 3 気象に関する特別警報が発表され、市長が災害対策上、必要と認めた場合 4 その他の状況により、市長が必要と認めた場合		
	主要業務	1 災害情報の収集および避難情報の発令 2 災害予防・災害応急対策の実施方針の作成および実施 3 防災関係機関等との連絡調整	
構 成	本 部 長	市 長	
	副本部長	副市長（2 名）	
	本 部 員	危機管理監 デジタル化推進本部長、総務部長、企画財政部長、観光文化スポーツ部長、市民生活部長、福祉保健部長、保健所長、子ども未来部長、環境部長、産業振興部長、建設部長、都市整備部長、会計管理者、上下水道事業管理者、教育長、消防長	
		本部連絡員	デジタル化推進本部参事、総務課長、企画調整課長、観光振興課長、生活総務課長、福祉総務課長、保健総務課長、子ども総務課長、環境総務課長、産業企画課長、建設総務課長、都市総務課長、会計課長、上下水道局総務課長、教育委員会総務課長、消防本部総務課長
	本部事務局	1 各部の部長が、あらかじめ指名した職員をもって構成する。 2 総務部長は、本部事務局の事務を掌理する。	
設置場所	災害対策本部室および会議室（3－C・D）（本庁舎 3 F）		
廃 止	応急対策を終了し、さらに被害が拡大するおそれがないと認められるとき、災害対策本部会議を開催し、事後の体制を定め、災害対策本部を廃止する。		
設置・廃止の周知	危機管理監は、本部を設置又は廃止したときは、表 1－3－10 により周知および公表する。		
連動する職員配備の体制	第 3 配備	配備要員	全職員（全庁あげて）
		招集方法	1 秋田市災害対策本部が自動設置された場合はあらゆる手段をもって自主登庁する。 2 その他の状況により配備が決定された場合は、所定の方法により職員を招集する。

(2) 秋田市災害警戒対策部

表 1-3-2 秋田市災害警戒対策部設置基準

名 称		秋田市災害警戒対策部	
設置権者	危機管理監		
設置基準	【自動設置】 1 市域で震度 5 弱の地震が観測されたとき 2 気象庁が、秋田県に津波警報・津波注意報を発表したとき 【自動設置以外】 1 相当規模の災害が発生し、又は拡大するおそれがある場合 2 気象に関する特別警報が発表され、市長が災害対策上、必要と認めた場合 3 その他の状況により、市長が必要と認めた場合		
主要業務	1 災害情報の収集および避難情報の発令等 2 災害対策本部の事務分掌に準じた災害応急対策 3 防災関係機関等との連絡調整 4 その他市長からの特命事項		
構 成	部 長	危機管理監	
	副部長	総務部次長	
	部 員	デジタル化推進本部参事、総務課長、防災安全対策課長、企画調整課長、観光振興課長、生活総務課長、福祉総務課長、保健総務課長、子ども総務課長、環境総務課長、産業企画課長、建設総務課長、都市総務課長、会計課長、上下水道局総務課長、教育委員会総務課長、消防本部総務課長	
	事務局	防災安全対策課	
設置場所	災害対策本部室および会議室（3－C・D）（本庁舎 3 F）		
廃 止	被害情報の収集により、被害の拡大が認められないと判断するとき、（および災害対策本部が設置されたとき）災害警戒対策部を廃止する。		
設置・廃止の周知	災害対策本部と同様に行う。		
連動する職員配備の体制	第 2 配備	配備要員	指定職員（各部局で定めた第 1・第 2 動員）
		招集方法	1 秋田市災害警戒対策部が自動設置された場合は自主登庁とする。 2 その他の状況により配備が決定された場合は、所定の方法により職員を招集する。
		体 制	1 第 1 配備を強化し、局地的災害に対処できる体制で、社会的混乱の防止、情報の収集連絡および活動に対処できる体制 2 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制

(3) 秋田市災害警戒対策室

表 1-3-3 秋田市災害警戒対策室設置基準

名 称		秋田市災害警戒対策室	
設置権者	防災安全対策課長		
設置基準	【自動設置】 1 市域で震度４の地震が観測されたとき 【自動設置以外】 1 暴風、大雨、洪水、大雪警報、その他の警報が発表され防災対策上必要と認めた場合 2 災害が発生し、災害対策上特に必要と認めた場合 3 その他の状況により、市長が必要と認めた場合		
主要業務	1 災害情報の収集等 2 災害対策本部の事務分掌に準じた災害応急対策 3 防災関係機関等との連絡調整 4 その他市長からの特命事項		
構 成	室 長	防災安全対策課長	
	副室長	防災主幹、参事（又は課長補佐）	
	部 員	防災安全対策課員、総務部、企画財政部および市民生活部の指定職員	
設置場所	防災安全対策課（本庁舎３Ｆ）		
廃 止	被害情報の収集により、被害の拡大が認められないと判断するとき、（および災害対策本部・災害警戒対策部が設置されたとき）災害警戒対策室を廃止する。		
設置・廃止の周知	災害対策本部と同様に行う。		
連動する職員配備の体制	第１配備	配備要員	指定職員（各部局で定めた第１動員）
		招集方法	１ 秋田市災害警戒対策室が自動設置された場合は自主登庁とする。 ２ その他の状況により配備が決定された場合は、所定の方法により職員を招集する。
		体 制	１ 情報収集活動および局地的な災害応急活動が円滑に実施できる体制 ２ 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行できる体制

(4) 災害対策本部組織図

表 1－3－4 秋田市災害対策本部組織図

部の名称	班の名称	班の構成	協力課所名
本部事務局	情報・対策班	長：防災安全対策課長	各部の部長があらかじめ指名する。 細部は別途定める。
	道路・河川・上下水道班	長：建設部	
	避難所運営班	長：市民生活部	
	市民対応班	長：観光文化スポーツ部	
	報道班	長：企画財政部	
総務部 (総務部)	総務班	総務課	秘書課 文書法制課 公共施設管理室 工事検査室
	動員連絡班	人事課	
	防災対策班	防災安全対策課	
	契約班	契約課	
	財産管理活用班	財産管理活用課	
企画財政部 (企画財政部)	企画班	企画調整課	東京事務所 地籍調査室 会計課
	広報班	広報広聴課 情報統計課	
	財政班	財政課 市民税課 資産税課	
		納税課 特別滞納整理課 人口減少・移住定住対策課 まちづくり戦略室	
観光文化スポーツ部 (観光文化スポーツ部)	観光振興班	観光振興課	
	拠点センター班	秋田市民交流プラザ管理室	
	文化振興班	文化振興課 秋田城跡歴史資料館 千秋美術館 赤れんが郷土館 民俗芸能伝承館 佐竹史料館	
	スポーツ振興班	スポーツ振興課	
市民生活部 (市民生活部)	動物園班	大森山動物園	
	市民生活班	生活総務課 市民課 国保年金課 特定健診課 後期高齢医療課 西部市民サービスセンター 新屋ガラス工房 北部市民サービスセンター 河辺市民サービスセンター 雄和市民サービスセンター 南部市民サービスセンター 東部市民サービスセンター 中央市民サービスセンター 市民相談センター 駅東サービスセンター	
福祉部 (福祉保健部)	福祉班	福祉総務課 障がい福祉課 長寿福祉課 保護第一課 保護第二課 介護保険課 監査指導室 地域福祉推進室	
	食肉衛生検査班	食肉衛生検査所	
保健部 (保健所)	医療調整班	保健総務課	
	健康支援班	保健予防課 健康管理課	
	健康危機管理班	衛生検査課 健康管理課	
子ども未来部 (子ども未来部)	子ども班	子ども総務課 子ども育成課 子ども健康課 子ども福祉課 子ども家庭センター 子育て相談支援課	
環境部 (環境部)	環境班	環境総務課 環境都市推進課 環境保全課 廃棄物対策課 総合環境センター	
産業振興部 (産業振興部)	産業企画班	産業企画課	
	商工貿易班	商工貿易振興課	
		新エネルギー産業推進室	
	企業立地雇用班	企業立地雇用課	
	農業農村振興班	農業農村振興課	
	農地森林整備班	農地森林整備課	
	園芸振興班	園芸振興センター	
	市場班	市場管理室	
建設部 (建設部)	道路班	建設総務課 道路建設課 道路維持課	
	建築班	建築課	
	公園班	公園課	
都市整備部 (都市整備部)	都市総務班	都市総務課	
	都市計画班	都市計画課	
	交通班	交通政策課	
	建築指導班	建築指導課	
	住宅政策班	住宅政策課	
	駅東区画整理班	駅東事務所	
	調査修理班	都市総務課 都市計画課 交通政策課 建築指導課	
		住宅政策課 駅東事務所	
上下水道部 (上下水道事業管理者)	上下水道総務班	総務課	
	給水班	お客様センター 給排水課	
	復旧班	水道維持課 水道建設課	
		下水道整備課 浄水課 下水道施設課 仁井田浄水場建設室	

部の名称	班の名称	班の構成		協力課所名
教育部 (教育委員会)	学校教育班	総務課 学校教育課	学事課 学校適正配置推進室	教育研究所 太平山 自然学習センター 自然科学学習館 各図書館 公立学校
	生涯学習班	生涯学習室		
消防部 (消防本部)	消防総務・調査班	総務課	予防課	
	指揮班	警防課	救急課	
	防ぎょ班	秋田消防署 城東消防署	土崎消防署 秋田南消防署	
	情報収集班	指令課		
	協力班	デジタル化推進本部 会計課 議会事務局 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局 監査委員事務局		

(5) 本部事務局の事務分掌

本部事務局は、災害対策本部設置に併せて速やかに設置し、主として被害状況や応急対策状況等の情報集約と調整を行う。

また、対応の進捗により必要に応じて班を追加編制し、災害対応を実施する。

本部事務局の事務分掌については、表1-3-5のとおりとする。

表 1-3-5 秋田市災害対策本部 本部事務局の事務分掌

【災害対策本部の設置に併せて速やかに編成】

班区分	人数	長	事務分掌
事務局長	1	総務部次長	・事務局の総括
副事務局長	1	防災安全対策課長	・事務局長の補佐
情報・対策班	15	防災安全対策課長(兼)	・避難情報に関する事項 ・情報の分析および応急処の方針の案出 ・応急処図の作成、応急対策の進行管理 ・災害対策本部会議資料の整理 ・災害対策本部の活動記録 ・災害救助法に関する事務 ・災害対策本部室のシステムの運用・維持 ・自衛隊の派遣要請に関する事項 ・被害情報等の収集・整理、共有(家屋・交通・ライフライン等) ・被害状況図の作成・整理 ・被害報告の作成 ・避難所への食糧・物資の輸送等に関する調整 ・避難者の移動に関する調整 ・備蓄品の管理等 ・クロノロジーの入力・整理 ・各部・各関係機関との調整
道路・河川・上下水道班	6	建設部	・被害状況等の収集・整理、共有(道路・河川・上下水道等) ・道路・河川等の被害状況図の作成・整理 ・被害報告の作成 ・クロノロジーの入力
避難所運営班	4	市民生活部	・避難所の開設・運営に関する事項 ・避難所情報(人数、ニーズ等含む)の収集・整理 ・避難所の備蓄品の要請・供給の調整 ・クロノロジーの入力

班区分	人数	長	事務分掌
市民対応班	6	観光文化スポーツ部	・市民からの電話等対応（情報と要望の切り分け） ・情報については情報・対策班に引き継ぎ ・クロノロジーの入力
報道班	4	企画財政部	・記者会見・記者発表の統制 ・報道発表資料の整理 ・報道からの問合せ対応 ・災害対策活動の記録(写真・映像等) ・避難情報を除く情報発信の統制に関する事項 ・クロノロジーの入力

【対応の進捗による追加編成の一例】

班区分	長	事務分掌
受援班	総務部	・他自治体からの受援に関する調整等
被害概況調査班	都市整備部	・被害の概況調査に関する進捗などの情報共有
被害認定調査班	企画財政部	・家屋の被害認定調査に関する進捗などの情報共有
災害廃棄物処理班	環境部	・災害廃棄物の現状把握・処理に関する進捗などの情報共有
災害ケースマネジメント班	福祉保健部	・災害ケースマネジメントに関する進捗などの情報共有

(6) 各部の事務分掌

本部に置く部の事務分掌については、表 1－3－6 のとおりとする。ただし、特例として本部長は災害の状況等により必要があると認めたときは、当該災害の状況等に応じた組織編成および事務分掌を定めることができる。

表 1－3－6 秋田市災害対策本部の事務分掌

部	班(※は班長を表す)	業務内容
総務部 (総務部長)	総務班 ※総務課長 総務課	1 本部長および副本部長との連絡に関すること 2 市議会との連絡に関すること 3 各部ならびに協力関係機関との連絡調整に関すること 4 輸送車両の確保および配車に関すること 5 輸送協力機関への協力要請に関すること 6 避難者および負傷者の輸送に関すること 7 その他輸送全般に関すること 8 殉職者に対する慰霊措置に関すること 9 災害見舞者の応接に関すること 10 その他他の部に属しない事項に関すること
	動員連絡班 ※人事課長 人事課	1 職員の動員に関すること 2 職員等の派遣要請およびあっせんに関すること 3 職員の被害調査に関すること 4 災害応急対策活動従事者（職員等）の公務災害補償に関すること

部	班(※は班長を表す)	業務内容
	防災対策班 ※防災安全対策課長 防災安全対策課	1 災害対策本部会議に関すること 2 気象予警報の受理、伝達に関すること 3 災害情報の収集総括に関すること 4 防災会議に関すること 5 災害の公示および災害報告に関すること 6 災害記録に関すること 7 応援協定締結都市等への応援要請に関すること 8 自衛隊の派遣要請に関すること 9 防災行政無線（移動系）の確保に関すること 10 備蓄物資の供給に関すること 11 生活必需品の調達に関すること 12 他班に属さない罹災証明に関すること 13 電気関係機関ならびに業者への協力要請に関すること
	契約班 ※契約課長 契約課	1 応急物資の購入、保管ならびに出納に関すること
	財産管理活用班 ※財産管理活用課長 財産管理活用課	1 市庁舎等の被害調査および応急対策に関すること 2 市有物件の損害調査および応急対策に関すること 3 車両の確保および配車に関すること
企画財政部 (企画財政部長)	企画班 ※企画調整課長 企画調整課	1 国会議員、各省庁関係者の応接に関すること 2 要望陳情に関すること 3 外国人被災者相談窓口の開設に関すること 4 海外からの見舞い等に関すること
	広報班 ※広報広聴課長 広報広聴課 情報統計課	1 避難および避難所等の広報に関すること 2 災害状況の広報資料等の収集作成に関すること 3 災害記録の撮影に関すること 4 報道関係機関への連絡等に関すること 5 災害情報の提供に関すること 6 その他防災上必要な広報に関すること
	財政班 ※財政課長 財政課 市民税課 資産税課 納税課 特別滞納整理課 人口減少・移住定住対策課 まちづくり戦略室	1 災害関係の予算に関すること 2 救援物資の受付け、保管に関すること 3 義援金の受納に関すること 4 その他財政全般に関すること 5 税の減免措置に関すること 6 家屋の損壊等に係る罹災証明に関すること 7 税の徴収猶予に関すること

部	班(※は班長を表す)	業務内容
観光文化スポーツ部 (観光文化スポーツ部長)	観光振興班 ※観光振興課長 観光振興課	1 観光振興課所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 その他観光振興関係全般に関すること
	拠点センター班 ※秋田市民交流プラザ管理室長 秋田市民交流プラザ管理室	1 鉄道利用者の待機場所に関すること 2 秋田拠点センターアルヴェ・秋田駅東西連絡自由通路の被害調査および応急対策に関すること
	文化振興班 ※文化振興課長 文化振興課 秋田城跡歴史資料館 千秋美術館 赤れんが郷土館 民俗芸能伝承館 佐竹史料館	1 文化財等の被害調査および保全対策に関すること 2 文化施設に係る被害調査および応急対策に関すること
	スポーツ振興班 ※スポーツ振興課長 スポーツ振興課	1 スポーツ施設に係る被害調査および応急対策に関すること 2 その他スポーツ全般に関すること
	動物園班 ※大森山動物園事務長 大森山動物園	1 大森山動物園所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 飼育動物に関すること 3 入園者の避難誘導および救護に関すること
市民生活部 (市民生活部長)	市民生活班 ※生活総務課長 生活総務課 市民課 国保年金課 特定健診課 後期高齢医療課 西部市民サービスセンター 新屋ガラス工房 北部市民サービスセンター 河辺市民サービスセンター 雄和市民サービスセンター 南部市民サービスセンター 東部市民サービスセンター 中央市民サービスセンター 市民相談センター 駅東サービスセンター	1 市民生活部所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 死体の収容および埋火葬ならびに慰霊に関すること 3 避難所の管理運営に関すること(施設所管部局に加え、必要に応じて全庁で対応) 4 避難者名簿の作成に関すること 5 市民からの問合せに関すること 6 罹災相談所の開設に関すること 7 防犯に関すること 8 町内会等との連絡に関すること

部	班(※は班長を表す)	業務内容
福祉部 (福祉保健部長)	福祉班 ※福祉総務課長 福祉総務課 障がい福祉課 長寿福祉課 保護第一課 保護第二課 介護保険課 監査指導室 地域福祉推進室	1 福祉保健部所管施設の被害調査および応急対策に関する こと 2 福祉施設（主に入所施設）に係る被害調査に関する こと 3 見舞金の給付に関する こと 4 奉仕団体の派遣に関する こと 5 炊き出しに関する こと 6 生活必需品の供給に関する こと 7 災害ボランティアの受け入れに関する こと 8 避難行動要支援者の避難支援に関する こと 9 要配慮者の避難所生活に関する こと 10 要配慮者世帯の罹災援護に関する こと 11 義援金等の配分に関する こと 12 災害ケースマネジメントに関する こと 13 その他福祉全般に関する こと
	食肉衛生検査班 ※食肉衛生検査所長 食肉衛生検査所	1 食肉衛生検査所所管施設の被害調査および応急対策 に関する こと 2 と畜場における食肉衛生に関する こと
保健部 ※保健所災害医療対策 本部 (保健所長)	医療調整班 ※保健総務課長 保健総務課	1 保健所所管施設の被害調査および応急対策に関する こと 2 医療救護の応援要請に関する こと 3 救護所の設置に関する こと 4 秋田市医師会等との連絡調整に関する こと 5 その他保健衛生に関する こと
	健康支援班 ※保健予防課長 保健予防課 健康管理課	1 避難者(避難所外避難者含む)の身体およびこころの ケアに関する こと (必要に応じて他部局の保健師・栄養士も対応)
	健康危機管理班 ※健康管理課長 健康管理課 衛生検査課	1 防疫、消毒に関する こと 2 防疫資機材ならびに薬品の調達に関する こと
子ども未来 部 (子ども未来部長)	子ども班 ※子ども総務課長 子ども総務課 子ども育成課 子ども福祉課 子ども家庭センター 子ども健康課 子育て相談支援課	1 子ども未来部所管施設の被害調査および応急対策に 関する こと 2 児童福祉施設（民間施設）の被害調査に関する こと 3 子ども未来部所管施設内における乳幼児・児童生徒 の避難および救護に関する こと

部	班(※は班長を表す)	業務内容
環境部 (環境部長)	環境班 ※環境総務課長 環境総務課 環境都市推進課 環境保全課 廃棄物対策課 総合環境センター	1 環境部所管施設の被害調査および応急対策に関する こと 2 トイレ利用の確保に関する こと 3 ごみ、し尿の処理処分に関する こと 4 清掃用車両および作業員の確保に関する こと 5 その他清掃全般に関する こと
産業振興部 (産業振興 部長)	産業企画班 ※産業企画課長 産業企画課	1 産業企画課所管施設の被害調査および応急対策に 関すること 2 農・漁業に係る被害調査に関する こと 3 農水産業に係る被害証明に関する こと
	商工貿易班 ※商工貿易振興課長 商工貿易振興課 新エネルギー産業推進室	1 商工貿易振興課所管施設の被害調査および応急対策 に関する こと 2 秋田港本港地区周辺施設の被害調査に関する こと 3 商業に係る被害調査に関する こと 4 被災中小企業者に対する金融措置に関する こと 5 その他商業全般に関する こと 6 工業に係る被害調査に関する こと 7 その他工業全般に関する こと
	企業立地雇用班 ※企業立地雇用課長 企業立地雇用課	1 出稼ぎ者からの留守家族安否情報等の問合せに 関すること 2 被災失業者の相談に関する こと
	農業農村振興班 ※農業農村振興課長 農業農村振興課	1 農作物の被害防止ならびに病虫害の防除に 関すること 2 家畜伝染病の予防に関する こと 3 農薬、肥料、家畜飼料等の調達に関する こと 4 死亡獣畜処理の相談に関する こと 5 農・漁業関係者に対する資金融資等に関する こと 6 その他農・漁業全般に関する こと
	農地森林整備班 ※農地森林整備課長 農地森林整備課	1 農地・農業用施設の被害調査ならびに 応急対策に 関すること 2 林業に係る被害調査に関する こと 3 林業施設等の被害調査ならびに 応急対策に 関すること 4 その他農地・農業用施設・林業全般に 関すること
	園芸振興班 ※園芸振興センター所長 園芸振興センター	1 園芸作物の被害防止ならびに 病中害の防除に 関すること 2 園芸作物の農薬、肥料の調達に 関すること 3 園芸作物に係る被害調査に 関すること 4 園芸振興センターの被害調査 および 応急対策に 関すること

部	班(※は班長を表す)	業務内容
	市場班 ※市場管理室長 市場管理室	1 卸売市場の被害調査および応急対策に関すること 2 食料品等の調達全般に関すること 3 救援物資(食料)の受付け、保管に関すること
建設部 (建設部長)	道路班 ※建設総務課長 建設総務課 道路建設課 道路維持課	1 市が管理する道路、河川の被害調査および応急対策に関すること 2 道路交通の確保・制限に関すること 3 河川情報の収集に関すること 4 国又は県等、他の道路管理者および河川管理者との連絡調整に関すること
	建築班 ※建築課長 建築課	1 市有建築物ならびに施設および設備の応急対策に関すること 2 応急仮設住宅の建設工事に関すること 3 被災住宅の応急修理工事に関すること
	公園班 ※公園課長 公園課	1 公園施設に係る被害調査および応急対策に関すること
都市整備部 (都市整備部長)	都市総務班 ※都市総務課長 都市総務課	1 部内の被害調査の集計および報告に関すること 2 都市総務課の所管する事業に係る被害調査および応急対策に関すること
	都市計画班 ※都市計画課長 都市計画課	1 都市計画課の事業に係る被害調査に関すること 2 宅地等の応急危険度判定に関すること
	交通班 ※交通政策課長 交通政策課	1 都市交通に係る被害調査および応急対策に関すること 2 交通安全対策の連絡調整に関すること
	建築指導班 ※建築指導課長 建築指導課	1 建築物等の応急危険度判定に関すること 2 その他建築相談に関すること
	住宅政策班 ※住宅政策課長 住宅政策課	1 応急仮設住宅の建設計画に関すること 2 建設資金のあっせん等による被災住宅の復旧対策に関すること 3 市営住宅等の被害調査および応急対策に関すること
	駅東区画整理班 ※駅東事務所長 駅東事務所	1 駅東事務所の所管する事業に係る被害調査および応急対策に関すること

部	班(※は班長を表す)	業務内容
	調査修理班 ※都市総務課長 都市総務課 都市計画課 交通政策課 建築指導課 住宅政策課 駅東事務所	1 一般建物被害の概況調査に関する事 2 被災住宅の応急修理に関する事
上下水道部 (上下水道 事業管理 者)	上下水道総務班 ※総務課長 総務課	1 上下水道災害対策本部の設置および運営に関する事 2 情報の収集、記録、報告および広報に関する事 3 秋田市災害対策本部との連絡に関する事 4 関係機関への応援要請および受入に関する事 5 車両および無線の配備と統括に関する事 6 各課との連絡調整に関する事
	給水班 ※お客様センター所長 お客様センター 給排水課	1 断水の巡回広報に関する事 2 応急給水に関する事 3 災害による問合せに関する事
	復旧班 ※水道維持課長 水道維持課 水道建設課 下水道整備課 浄水課 下水道施設課 仁井田浄水場建設室	1 上水道施設の被害調査および復旧工事に関する事 2 水圧、流量等の配水調整に関する事 3 応急給水の水质検査および衛生管理に関する事 4 下水道施設の被害調査および復旧工事に関する事 5 処理場の排水機能の確保に関する事 6 農業集落排水施設の被害調査および復旧工事に関する事 7 個別排水施設の被害調査および復旧工事に関する事
教育部 (教育長)	学校教育班 ※総務課長 総務課 学事課 学校教育課 学校適正配置推進室	1 学校施設に係る被害調査および応急対策に関する事 2 児童生徒の避難および救護に関する事 3 臨時校舎の開設に関する事 4 学校施設に対する集団避難の受入対策の支援に関する事 5 被災児童、生徒の教科書、学用品の調達に関する事 6 保健衛生および学校給食の保全措置に関する事 7 児童生徒のこころのケアに関する事 8 その他学校教育全般に関する事
	生涯学習班 ※生涯学習室長 生涯学習室	1 社会教育施設に係る被害調査および応急対策に関する事 2 その他社会教育全般に関する事

部	班(※は班長を表す)	業務内容
消防部 (消防長) (消防団長)	消防総務・調査班 ※総務課長 総務課 予防課	1 部内の被害調査の集計および報告に関すること 2 火災原因ならびに損害調査に関すること 3 消防協力者の災害補償に関すること 4 火災り災証明に関すること 5 消防職員、団員の配食に関すること 6 その他警防調査全般に関すること
	指揮班 ※警防課長 警防課 救急課	1 消防職員の動員に関すること 2 消防部隊の指揮運用に関すること 3 災害現場の連絡調整に関すること 4 警防資機材の調達に関すること 5 消防応援要請に関すること 6 その他警防指揮全般に関すること
	防ぎょ班 ※秋田消防署長 秋田消防署 土崎消防署 城東消防署 秋田南消防署	1 災害の防除ならびに警戒に関すること 2 避難者の誘導に関すること 3 人命救助ならびに行方不明者の捜索に関すること 4 警戒区域の設定に関すること 5 災害現場における被害調査および報告に関すること 6 その他警防活動全般に関すること
	情報収集班 ※指令課長 指令課	1 消防通信および指令全般に関すること 2 災害情報および気象予・警報の収集、伝達に関すること 3 市民からの情報収集に関すること 4 関係機関との連絡に関すること 5 災害現場との連絡に関すること 6 災害活動状況の収集および報告に関すること
	協力班 ※会計課長 会計課 デジタル化推進本部 議会・選挙管理・農業・監 査各委員会事務局	1 人員不足等各班への協力に関すること 2 物資、機材調達等会計処理に関すること 3 議員、各委員への報告等に関すること 4 その他

(7) 災害対策本部等の設置決定者および職務代行者

災害対策本部の設置決定者は、表 1-3-7 による。報告は、表 1-3-8 による。
 なお、本部長に事故等があるときは、表 1-3-9 により、その職務を代理する。

表 1-3-7 災害対策本部設置の決定者

決定者	代 決 者		
	1	2	3
市長	副市長（総務部担当）	副市長	総務部長

表 1-3-8 災害対策本部の設置決定者への報告者

決定者への 報告者	代 行 者	
	1	2
危機管理監	総務部次長	防災安全対策課長

表 1-3-9 本部長の職務代行者

本 部 長	代 理 者		
	副本部長		
	1	2	3
市長	副市長（総務部担当）	副市長	総務部長

(8) 設置および廃止の周知

危機管理監は、本部を設置又は廃止したときは、速やかに次の方法により周知および公表する。

表 1-3-10 周知又は公表の方法

連絡担当部	報告・周知・公表先	報告・周知・公表の方法
防災対策班	市各部局	庁内放送、緊急時職員参集システム、庁内データベース、市防災行政無線（移動系）、電話、口頭、FAX、その他迅速な方法
	県、自衛隊、警察署	県総合防災情報システム、電話、口頭、FAX、その他迅速な方法
	災害時相互応援協定 締結市町村	電話、口頭、FAX、その他迅速な方法
	防災関係機関	電話、口頭、FAX、その他迅速な方法
	※県総合防災情報システムに入力することにより、Ｌアラートを通じて関係機関や報道等に情報伝達される。	
各班	市出先機関	市防災行政無線（移動系）、電話、口頭、FAX、その他迅速な方法

連絡担当部	報告・周知・公表先	報告・周知・公表の方法
広報班	市民	市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、ラジオ、テレビ、広報あきた、メール
	報道機関	電話、口頭、文書（投げ込み又はFAX）

(9) 現地災害対策本部の設置

- ア 災害対策本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めたときは、現地災害対策本部を災害発生地域に設けることができる。
- イ 現地災害対策本部長および同本部員等については、災害対策本部長が指名する者をもってこれに充てる。
- ウ 現地災害対策本部は、常に本部と連絡を保ち、適切な措置を講ずる。

3 災害対策本部の運営

(1) 運営

ア 本部の運営

本部における各班の事務分担および運営等については、「秋田市災害対策本部条例」および「秋田市災害対策本部運営規程」による。

◆資料編 1－5 秋田市災害対策本部運営規程

イ 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

本部長は、被害状況および応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため、必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。

要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための無線機等を携行させるよう配慮する。

ウ 職員の健康管理および給食等

総務部長は、職員の健康管理および給食等に必要な基本的措置を講じるものとし、各部長および各班長は、班員の健康および勤務の状態等に常に配慮し、適切な措置をとる。

エ 関係者以外の立入り制限

本部は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制限する。

(2) 災害対策本部会議の開会

ア 本部員の招集

本部長が、必要と認める時招集する。

イ 協議事項

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、おおむね次に掲げる災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。

(ア) 災害救助法の実施に関すること。

- (イ) 本部の活動体制に関すること。
- (ウ) 被害状況視察隊の編成に関すること。
- (エ) 災害応急対策の実施および調整に関すること。
- (オ) 他市町村に対する応援要請の要求に関すること。
- (カ) 自衛隊の災害派遣要請の要求および配備に係る調整に関すること。
- (キ) 災害広報に関すること。
- (ク) 県、国に対する要望に関すること。
- (ケ) 見舞金の給付に関すること。
- (コ) 災害対策本部の廃止に関すること。
- (サ) その他重要な事項に関すること。

なお、各部長は、災害情報、被害状況および災害応急対策の状況、その他必要な事項について、随時、本部会議に報告する。

また、会議の庶務は防災対策班が担当する。

(3) 県との連携

県との間では、平常時から定期的に担当者間の意見交換を行って意思の疎通を図るとともに、災害時には必要に応じて県の災害対策本部に連絡員を派遣する。

また、秋田県総合防災情報システムにより被害情報および対策活動情報の共有を行う。

なお、国が現地において連絡会議や調整会議を開催する場合、県は、被災市町村等を通じて把握した被災地の状況や、防災対応の状況などについて共有を図るとともに、必要な調整を行うよう努め、市も連携を図る。

また、調整会議等における対応方針等に基づき、現地作業調整会議が開催される場合、県および市は、必要となる連携に努める。

(4) 防災対策指導顧問の招聘

災害時に、地域防災計画において想定していないような突発的な事態が発生した場合に、必要に応じ経験豊富な専門家を災害対策本部に招聘することができる。

4 配備体制

市内で災害が発生した場合、あるいは津波の発生が予想される場合等においては、直ちに次により必要な配備体制をとり、被害状況の把握および災害応急対策を実施する。

(1) 配備基準

市は、地震の揺れの規模、津波警報等、気象に関する警報、災害の状況等に応じて、第1配備から第3配備までの職員の配備体制を敷く。ただし、特に必要と認めるときは、基準と異なる配備体制を敷くことができる。

配備の基準は、表1-3-1～3 秋田市災害対策本部等設置基準による。

(2) 特に必要と認めるときの配備体制の決定

危機管理監は、防災安全対策課長の報告をもとに、必要があると認める場合には、市長に具申し、市長が配備体制を決定する。危機管理監が不在かつ連絡不能の場合は総務部次長が代行する。

なお、配備決定代理者は、次のとおりとする。

表 1-3-11 配備体制の決定者・代決者

	決 定 者	代 決 者		
		1	2	3
第1配備 第2配備 第3配備	市 長	副市長 (総務部担当)	副市長	総務部長

5 職員の動員・参集

災害対策本部を設置した場合、総務部長は、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるため、参集する職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、必要な職員の配備を直ちに行う。市職員は、業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たる。

(1) 職員の招集の伝達手段

招集の伝達は、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においては、原則として災害対策本部設置基準に基づく自主登庁とし、必要に応じて総務部長の指示により電話等を用いて職員を招集する。

なお、大規模な災害時には職員自身が被災することにより、班によっては十分な人数の招集ができない可能性がある。その場合、本部長の判断により、その時点で優先度の高い業務の担当班に対し、他班より人員を補充する。

ア 勤務時間中における配備の伝達

(ア) 庁内の放送設備および電話による伝達

総務課長は、庁内放送および庁内電話により職員に対し、配備の伝達をする。

＜庁内放送文（例）＞

市長の緊急命令を伝達します。（2回繰り返す） 〇〇〇〇のため、市内に被害が発生した模様である。〇〇時〇〇分災害対策本部を設置し、応急対策を実施することとした。職員は、既定の計画に従い、直ちに配置につき応急対策の実施に万全を期されたい。 以上、繰り返します。
--

(イ) 使送による伝達

庁内放送および庁内電話が使用できない場合は、総務課長は、課員の使送により、各部局長に配備の伝達をする。

各部局長は各課長に、また、各課長は各課員に伝達する。

イ 自主登庁以外の勤務時間外における配備の伝達

(ア) 電話による伝達

人事課長は、電話等を用い各部局連絡調整課長に伝達をする。

各部局連絡調整課長は各部局長および各課長に伝達をする。

各課長はそれぞれの所属職員に、あらかじめ定めている非常連絡系統により電話等を用いて配備の伝達をする。

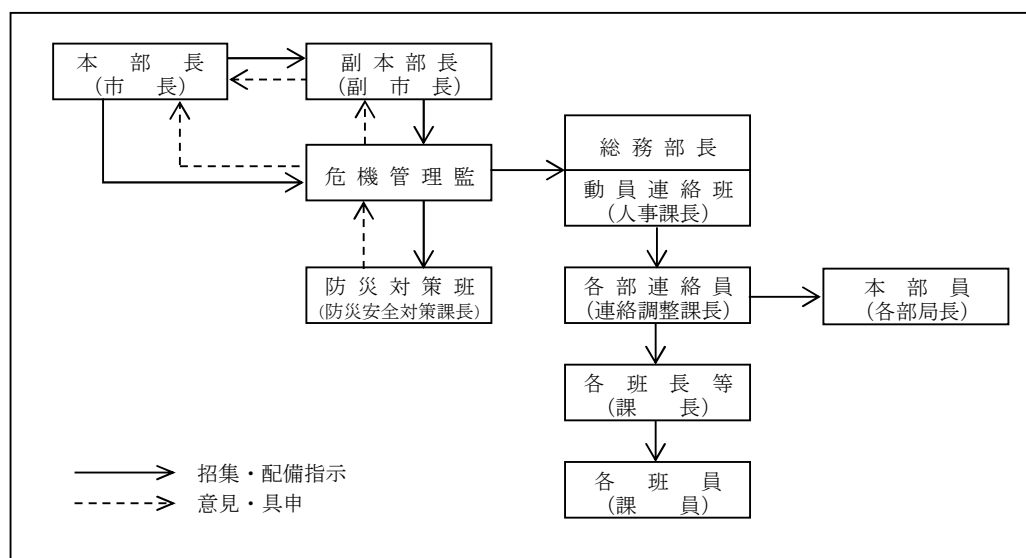


図 1-3-2 自主登庁以外の時間外の招集伝達系統図

(イ) 緊急時職員参集メールによる伝達・周知

防災安全対策課は、緊急時職員参集メールにより職員に対し、配備の伝達をするとともに、「災害対策本部」又は「災害警戒対策部」が設置されたことを職員に周知する。

なお、職員は参集に応じるため、あらかじめ自身のメールアドレス、所属および動員区分をシステムに登録しておく。

ウ 配備状況の報告

各部局長は、職員の配備状況を速やかに把握し、総務部長に報告する。

また、総務部長は市長に報告する。

＜報告事項＞

- 1 部・班名
- 2 配備連絡済人員数
- 3 配備連絡不能人員数および同地域
- 4 登庁人員数
- 5 登庁不能のため最寄りの出先機関に非常参集した人員
- 6 その他

(2) 職員の参集

職員の参集は、義務登庁および自主登庁ならびに電話の指示に応じるものとし、緊急時職員参集システムにより体制を補完する。

ア 義務登庁

職員は、秋田市職員服務規程第27条の規定に基づき、休日もしくは休暇又は勤務時間外に庁舎又はその付近に火災、その他非常事態が発生したことを知ったときは、直ちに登庁しなければならない。

参集不能の状態にあるときは、所属長にその旨連絡するよう努める。

イ 自主登庁

職員は、表1-3-1、1-3-2、1-3-3の基準に従い、直ちに登庁する。

ウ 招集による参集

上記以外の場合において、職員の配備指示があった場合は、当該配備指示に係る職員は指定された施設、又は指定された場所に参集する。

(3) 職員の初期対応および参集における心得

すべての職員は、災害が発生した場合、次の事項を遵守するものとし、日頃から心得ておく。

ア 主に勤務時間内における遵守事項

- (ア) 配備についていない場合も常に災害に関する情報、災害対策本部の指示に注意する。
- (イ) 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
- (ウ) 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- (エ) 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- (オ) 災害現場に出動した場合は、標章を着用し、また、自動車には標旗を掲げる。
- (カ) 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。

イ 主に勤務時間外における遵守事項

- (ア) 表1-3-1～表1-3-3に定める設置基準のうち、災害の発生により自動設置に該当する又は該当することが予測される場合は、登庁指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所もしくはあらかじめ指定された場所に登庁する。
- (イ) 職員配備計画に基づき参集する。
- (ウ) 登庁においては可能な限り被害状況、その他災害情報の把握に努め、登庁後直ちに所属長に報告する。

ウ 登庁における留意事項

職員は、速やかに勤務課所へ参集することとし、その際、身分証明書、食糧（3食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努める。

災害の発生時間が夜間あるいは休日となる場合や、地震や災害により情報連絡機能が低下した場合等においても、職員は該当する規定に基づいて的確に行動する。

大規模災害が発生した場合、通常利用している公共交通機関が停止したり、道路が車両通行不能になることも予想されることから、その際の参集手段は、自転車、バイク、徒歩とする。

参集途上において負傷者等要救助者を発見した場合、又は救助を求められた場合は、その人命救助を最優先とする。

エ 災害により勤務課所への登庁が不能となった場合の措置

災害により勤務課所への登庁が不能となった場合は、次に基づき行動する。

(ア) 参集場所

交通・通信が途絶し、又は利用できないため登庁が不能となった場合は、登庁可能な最寄りの出先機関等に参集し、当該機関の長の指示を受け災害応急対策に従事する。

(イ) 参集した場合の措置

a 職員は、当該出先機関等の長に自己の所属課所、職氏名および勤務課所へ参集できない理由を報告する。

b 当該出先機関等の長は、前記 a により報告を受けた職員の職・氏名および勤務状況等について当該職員の所属長に速やかに連絡する。

c 勤務場所への復帰

出先機関等の長は、災害応急対策の実施状況に応じて、参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともにその旨を当該職員の所属長に連絡する。

(4) 職員のとるべき緊急措置

各種災害発生の直後に職員がとるべき緊急措置は以下のとおりとする。

ア 勤務時間内に各種災害が発生した場合

(ア) 在庁者の安全確保と避難誘導

庁舎内の市民等在庁者の安全を確保し、火災発生などにより避難が必要と判断される時は、安全な場所へ避難誘導を行う。

(イ) 市庁舎、施設の被害状況の把握と初期消火

市庁舎および各施設の被害状況を把握し、管理者等へ速やかに報告する。

また、火災が発生した場合は、まず初期消火に努める。

(ウ) 被害状況を踏まえた庁舎、施設の緊急防護措置

被害の状況により、市庁舎等の内外にわたり、危険箇所の立入り規制や薬物、危険物等に対し、緊急防護措置を行う。

(エ) 非常用自家発電機能や通信機能の確保

市庁舎および市出先機関の各施設の管理者は、非常用自家発電設備や通信設備の被害状況を把握し、自家発電機能や通信機能の確保を行う。

イ 勤務時間外に各種災害が発生した場合

(ア) 地震・津波、災害情報の収集

全市職員は、勤務時間外に各種災害の発生を知った時、各自テレビ、ラジオ、インターネット等から速やかに地震・津波情報、災害情報を収集する。

(イ) 職員配備計画に基づき速やかに参集する。

(5) 従事命令等

ア 応急措置事項

災害対策基本法に基づいて、知事は、市内に災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）により従事命令等を発する（災害対策基本法第71条）。なお、知事の権限に属する事務は、政令の定めるところにより、その一部を市長が行う。

- (ア) 災害を受けた児童および生徒の応急の教育
- (イ) 施設および設備の応急復旧
- (ウ) 廃棄物の処理および清掃、防疫その他の生活環境の保全および公衆衛生
- (エ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (オ) 緊急輸送の確保
- (カ) 災害発生の防ぎよ又は拡大防止

イ 従事命令等の種類

従事命令等の種類は次のとおりである。なお、協力命令を除き、従事命令等を発する場合には、公用令書を交付して行う（災害対策基本法第81条）。

(ア) 従事命令

救助を行うため特に必要があると認めた場合に、例えば、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、大工、自動車運送業者等の医療、土木建築工事又は輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる（災害救助法第7条第1項）。

(イ) 協力命令

救助を要する者およびその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる（災害救助法第8条）。

(ウ) 管理、使用、保管命令および収用

救助を行うために特に必要があると認めたときは、病院、診療所、旅館等の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、物資の生産や販売等の特定業者に対してその取り扱う物資の保管命令を発し、又は必要な物資を収用できる（災害救助法第9条）。

※なお、災害警戒対策部および災害警戒対策室を設置した場合においては、上記に準じた職員の動員・参集とする。

6 防災関係機関の活動体制

市内に災害が発生した場合、又は津波が予想される場合、指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関は、それぞれの防災計画に基づき、市や他機関との情報交換を行って、自らの応急対策、あるいは他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとり、職員および社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等を行う。

市に災害対策本部が設置された場合は、その通知を受けて、災害対策本部の関係する各部局、各班との連携を確保するとともに、機関相互の連携に努める。

市と防災関係各機関との連絡は、災害時優先電話、衛星通信電話、秋田県総合防災情報システム、インターネット等を活用して連絡および情報共有を行う。

また、市災害対策本部会議には、防災関係機関より連絡員の派遣、出席を要請する。

第4節 秋田市の概況

1 秋田市の自然環境

(1) 位置

本市は、秋田県のほぼ中央、海寄りにあり、北緯 39 度 43 分、東経 140 度 6 分に位置し、面積は 906.07 k m²、南北に約 46 k m、東西に約 43 k m の広がりをもっている。西は日本海に面し、東は太平山系が連なり、市の南部に奥羽山脈から源を発する雄物川が流れ、また、旭川は市の中心街を通り、太平川と合流してともに海の玄関口秋田港に注いでいる。

周囲は、南部は由利本荘市、東部は大仙市、仙北市、北部は北秋田市、上小阿仁村、五城目町、井川町、潟上市に接している。

◆資料編 2－1 位置図

(2) 地勢

市の東部には、出羽山地の一部が存在し、太平山、赤倉岳、馬場目岳、番鳥森などの標高 1,000m を上回る山頂を含む急峻な山地をもっている。

また、雄物川、岩見川、太平川、旭川、新城川などの下流一帯は、河川に沿って秋田平野が北北西から南南東に渡って広がり、沖積層からなる地味の肥えた生産力の高い大地となっている。

表 1－4－1 秋田市の主要な山岳

山岳名	標高 (m)	所在地
太平山	1,170.4	秋田市の東北東 20 k m
赤倉岳	1,093.1	太平山の北 2.5 k m 五城目町との境界
馬場目岳	1,037.4	秋田市の北東 20 k m 五城目町との境界
俎山	722.7	秋田市の北北東 18.5 k m 井川町との境界
白子森	1,179.1	秋田市の東北東 28.5 k m 上小阿仁村および北秋田市との境界
番鳥森	1,029.7	秋田市の東 32 k m
丹波森	1,030.8	秋田市の東 34 k m
大石岳	1,059.0	秋田市の東 35 k m 仙北市との境界

表 1－4－2 秋田市の主要な河川

河川名	上流端	下流端	流路延長 (k m)
雄物川	湯沢市	日本海	35.50
岩見川	太平山	〃	39.38
太平川	太平山	〃	26.27
旭川	太平山	〃	21.80

河川名	上流端	下流端	流路延長（k m）
新城川	上新城	〃	19.10

(3) 地形・地質

本市の地形は、雄和地区付近から北西側の雄物川沿いおよび秋田市街地にかけての平野部と、その東方および南西方の段丘・山地に大別される。

平野部は雄物川により運搬・堆積した砂質土・粘性土を主体とする沖積層が分布する。市街地南方の仁井田地内から西方の秋田港にかけては、雄物川の旧河道に沿って礫質な沖積層が断続的に分布する。

また、海浜沿いには沿岸流により運搬された砂により最大幅約3 k mの浜堤・砂丘が形成されている。

秋田市街地の秋田城跡付近・千秋公園付近・総社神社付近、河辺地区の秋田南インターチェンジ付近から大仙市との境界付近にかけては段丘地形が認められ、砂礫を主体とする段丘堆積物が分布する。

山地部は全体としては新第三紀中新世から第四紀更新世までの地質が分布する。これらの地質は砂岩・泥岩・頁岩を主体とし、一部に凝灰岩が分布する。全般に固結程度は弱く、軟岩程度を主体とする。

また、これらの地質では構造運動により南北方向の軸を持つ褶曲構造や断層が発達している。

太平山・岩見ダム付近などの市北東部は、花崗岩・花崗閃緑岩や玄武岩などの火成岩や、新第三紀中新世の凝灰岩を主体とする地質が分布する。これらは多数の断層で接することや比較的規模の大きな貫入岩が存在するなど、複雑な地質構造となっている。

(4) 地盤

ア 地盤と被害

地震による被害と地盤とが深く関係していることは古くから知られており、多くの研究が続けられてきた。震害に及ぼす地盤は、2つに大別される。ひとつは、地震動の伝播に与える影響であり、他のひとつは、地盤自身の破壊である。

地震動は震源から遠方へと伝播されていくが、地表付近の未固結な堆積物によりその性質が大幅に変えられる。一般に硬い堆積物から軟らかい堆積物に入射するときに、振幅は大きくなる。

また、その周期は、地震動の伝播速度が遅いほど、言い換えれば、一般的に「地盤が軟弱なほど、さらには、軟弱な地盤が厚いほど周期は長くなり、振幅も大きくなる」という2つの性質を有している。特に、この性質が木造家屋の被害と深く結びついており、いわゆる「地盤が悪い」とされる、このような地盤では地震の被害が大きくなる現象となって現れる。

地盤自身の破壊は、地すべりや斜面破壊、ならびに地盤の液状化現象となって現れる。地すべりや斜面破壊は、その立地条件によってはしばしば人命の被害を伴うことが多い。特に山間部での地震による被害は、ほとんど斜面の崩壊によるものである。

また、大規模な地すべりは、谷や川をせき止め、そのせき止めが切れて、下流部に大出水をもたらすこともよく報告されている。地盤の液状化現象は、昭和39年（1964年）の新潟地震以来、注目を集めている。液状化現象は、噴砂・噴泥や噴水を伴うことが多く、本市にも、昭和58年（1983年）の日本海中部地震で大きな被害をもたらした。

イ 軟弱地盤地域

本市とその周辺部には、秋田操車場付近から、南に延びる深い谷の存在が指摘されている（狩野、1964）。沖積層は、粘土、シルト、砂礫などからなり、非常に複雑な層相を呈する。沖積層が厚く、かつ、表層のN値10以下の軟弱層が厚い地域で震度が大きくなることが指摘できる。このことは、日本海中部地震においても、高密度震度研究から明らかとなった（野越、1984）。

ウ 液状化地盤

新潟地震、日本海中部地震などによって、砂地盤の液状化による地震被害が著しく注目されることになった。特に日本海中部地震では、この液状化によって秋田港湾、新屋元町、新屋松美町、飯島字長山下などが局部的に激しい被害を受けた。

砂地盤の液状化は、1）砂地盤を構成している砂の粒径がある程度小さくしかも揃っていること。2）その地盤の地下水が極めて浅いこと。3）その場所に到達する地震動の大きさがある程度以上大きいこと。の三条件がそろって初めて発生する。そして極めて重要なことはそのような場所のほとんどが人工的に開発されてきたところであり、湾岸、工場、住宅などのような建造物において地盤の造成には十分な注意が必要である。

(5) 活構造

鷹巣盆地、秋田平野（能代平野を含む）、横手盆地および笹森丘陵（本荘平野を含む）は、現在も褶曲構造が発達しつつある地域と推定される。このように現在も活動している褶曲を活褶曲という。褶曲運動は当然断層運動を伴う。あるいは断層運動により規定されたブロックの内部で褶曲が進行しているともみられる。現在活動中の断層は活断層と呼ばれる。活断層、活褶曲等を一括して活構造という。ここで“現在活動中”の“現在”とは、日本では第四紀（最近約200万年間）あるいはその中・後期（最近数10万～100万年間）を指す。この時代は、狭い意味の現在と全く同じ様式の地盤運動が継続していることが明らかなので、これを地学上の“現在”とみなして全くさしつかえないからである。逆にいえば、この時代に活動したことのあつた構造は今後も活動する可能性が高いと考えられる。

以上から、秋田県内の海岸平野・内陸盆地やその周辺に、歴史時代・観測時代を通じて数多くの地震が発生していることは、これらの地域が活褶曲地帯であることの1つの表現であることが理解される。

秋田県を含む東北日本弧内弧の活断層は、火山周辺のものを除き、主として南北方向の、一つひとつはあまり長く連続しない縦ずれ断層（大半が逆断層）で、活動度がB級（平均変位速度が1000年に10～数10cm）のものが多し。

県内で活断層が比較的密集しているのは、秋田市から由利本荘市にかけての日本海沿岸部の断層帯、花輪盆地東縁、能代平野、駒ヶ岳西麓、横手盆地東縁、鳥海山北方（にかほ市仁賀保～にかほ市象潟一帯）および鳥海山中である。このほか大館盆地周辺、五城目町～潟上市

昭和東方や男鹿半島、焼山周辺および笹森丘陵内にも活断層が分布する。一方、太平山地や神室山地には、少なくとも確実度の高い活断層は発見されていない。秋田県沖の海底では、飛島から男鹿向瀬に至る高まりと最上舟状海盆との間の西向き急斜面の途中に、東向きの急崖をつくる活断層があり、その北方延長上には反対に西落ちの活断層が認められる。いずれも数10kmの長さをもつ。飛島をのせる高まりと本土との間に広がる飛島海盆にも、南北ないし北北東－南南西方向の活断層が数本推定されている。

これら活断層は、今後とも活動し得るものと言える。このうち歴史時代および観測時代に活動したことが記録されているものの中には震源の断層に連なることがほぼ明らかなものだけでなく、副断層ではないかと思われるものや、地表付近のみの地割れの疑いのあるものも含まれている。しかし地震断層の多くは、既知の活断層とよく一致した位置にあり、これら活断層のごく最近の活動を示すものと考えられる。

地震断層の発生の記録がなくても（正史には見当らない）、既知の活断層に震央が推定されている地震がある。例えば大館市の釈迦池東方断層の位置には天安元年（857年）4月の地震の震央が推定されているが、地震防災の観点からその発生に疑義があっても、その活動予測を考慮しておくべきである。

表 1－4－3 県内の主要活断層一覧

地域名	断層名	確実度	活動度	長さ(km)
花輪盆地	小豆沢断層	I・II	B	11.0
	花輪東断層	I	B	3.3
	花輪断層	III	不明	5.0
能代平野	高野野断層	I	B	1.5
	小手萩断層	I	B	6.0
	北能代断層	III	B	4.2
	能代断層	I	A～B	22.0
大館盆地	釈迦池東方断層	III	不明	5.5
	大茂内断層	III	不明	4.0
五条目町～潟上市	北口断層	II	不明	8.5
男鹿半島	申川断層	I	B	5.5
	湯本断層	I	B	2.0
秋田市～由利本荘市	北由利断層	I	A	30.0
鳥海山	八塩山断層	III	不明	10.0
	鳥田目断層	III	不明	31.0
	大竹西方断層	II	A～B	5.0
仙北市 美郷町 横手町 湯沢市	横手盆地東縁断層帯	I・II	B	11.0
	(駒ヶ岳西麓断層群)		A～B	28.0
	(白岩六郷断層群)	I・II・III		
	(金沢断層)	I	B	9.0
	(杉沢断層)	I	不明	3.0
	(大森山断層)	II	不明	24.0

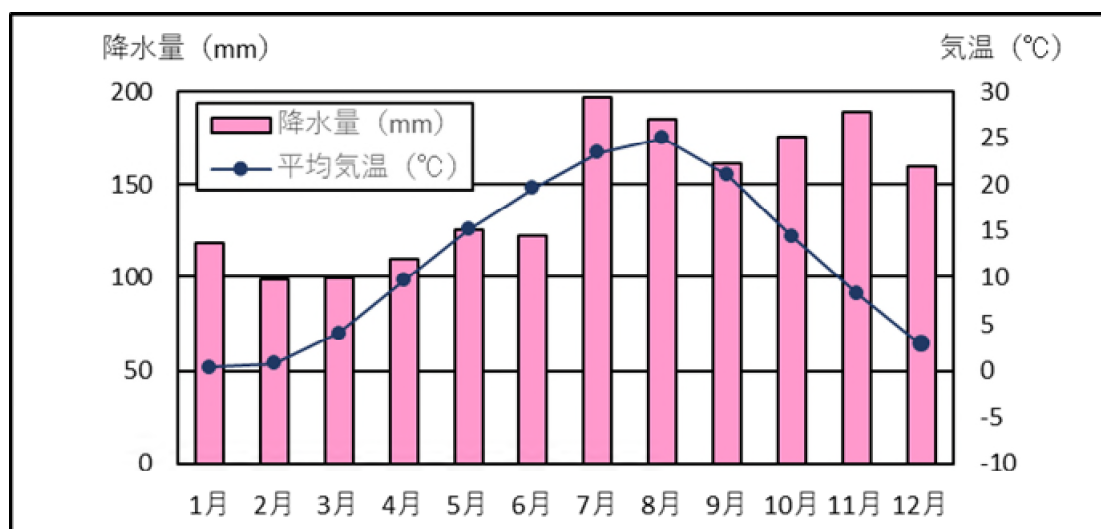
(1991 新編「日本の活断層」より)

(6) 気象

ア 特色

本市は、奥羽山脈や太平山を主とした山並みの西側に位置し、典型的な日本海側型気候を示しており、日本海に面しているため、海の影響を受ける。冬季は西北西の季節風が吹

き、特に12月から3月前半までは強く吹く。この季節風に伴う降雪は内陸部に入るにしたがつて多くなる。梅雨期には、太平洋側に比べ日照時間が多く、晴れの日が続くことも多いが、梅雨末期には、しばしば大雨が降る。



(気象庁ホームページ 過去の気象データ検索 地点「秋田」より)

図 1-4-1 秋田市の気温・降水量の平年値 (1991～2020 年)

イ 気温

年間の変化を見ると、最高は8月、最低は1月である。すなわち、立秋頃が最も暑く、大寒から立春にかけて最も寒くなる。

本市（観測所：秋田）の過去30年間（1991～2020年）における平年値は次のとおりである。

平均気温	12.1℃
日最高気温	15.9℃
日最低気温	8.5℃
0.0℃未満の日数（日最高）	7.2日
25.0℃以上の日数（日最高）	82.1日
30.0℃以上の日数（日最高）	22.2日
35.0℃以上の日数（日最高）	1.6日

ウ 風

本市（観測所：秋田）で20m/s以上の強風は、台風以外では11月から2月までの晩秋から冬にかけて発生することが多い（晩秋から冬にかけては西から西北西の風向が多い）。

また、15m/s以上の強風の卓越風向は西から西北西を中心とする領域が圧倒的に多く、一部東南東から南東方向も認められる。

本市の過去30年間（1991～2020年）における平年値は次のとおりである。

平均風速	4.3m/s
風速 10.0m/s を超えた日数	89.9日
風速 15.0m/s を超えた日数	10.9日
風速 20.0m/s を超えた日数	0.9日

エ 雨

本市で日降水量 70mm 以上の大雨は、6 月から 9 月に発生することが多い。

また、1 時間降水量 50mm を超える強雨は、8 月を中心として 7 月から 9 月に発生している。なお、本市の過去 30 年間（1991～2020 年）における平年値は次のとおりである。

降水量合計（各月平年値の合計）	1741.6mm
降水量が 50mm を超えた日数	3.1 日
降水量が 70mm を超えた日数	1.1 日
降水量が 100mm を超えた日数	0.2 日

オ 雪

本市（観測所：秋田）での積雪平均初日は 11 月中旬から下旬、平均最終は 3 月下旬から 4 月上旬で、最深積雪期は、1 月下旬から 3 月上旬となる。過去 30 年間（1991～2020 年）における平年値は次のとおりである。

降雪の深さ	合計	273 c m
	日合計の最大	22 c m
日数(降雪の深さ) (≥ 1 c m)		60.5 日
最深積雪		37 c m
日数(最深積雪) (≥ 1 c m)		74.9 日

カ 日照

本市における過去 30 年間（1991～2020 年）の年間日照時間（平年値）は、約 1,527 時間である。月別の日照率（可照時間に対する日照時間の割合）は、4 月～5 月と 8 月～10 月にかけて多く、4～5 割程度で、年によっては 6 割を超えることもあるが、12 月、1 月は 1～2 割程度である。

キ 湿度

本市（観測所：秋田）における過去 30 年間（1991～2020 年）の平年値の平均湿度は 73% で、沿岸部が内陸部に比べて数パーセント高い程度で、はっきりとした局地性は現れていない。注目されるのは、南東を中心とする風が県境の山を越えて吹き下りるときに発生するフェーン現象による乾燥である。月平均湿度は、3 月から 4 月にかけて低く、7 月が最も高い。

ク 梅雨

梅雨の天候は、年によって空梅雨もあれば、曇天日が長引き大雨の年もある。

本市が梅雨入りとなるのは平均的には 6 月中旬頃であり、梅雨入り後の梅雨現象は一般的にそれほど顕著でなく、また、しばらく中休み状態となる。本格的な梅雨となるのは 7 月に入ってからで、特に梅雨末期には大雨となることが多い。

東北北部の平年の梅雨入りは 6 月 15 日頃。昭和 26 年から令和 5 年の統計で梅雨期間が最も短かったのは 15 日（昭和 42 年）、最も長かったのは 65 日（平成 3 年）である。また梅雨の時期（6 月～7 月）の降水量の平年比（%）は、最小が 30%（昭和 48 年）、最大が 169%（昭和 41 年）となっている。

ケ 霜

春と秋に、移動性の高気圧に覆われて晴れると、夜間に放射冷却によって気温が著しく低下する。気温が4℃以下に下がると地表面の温度が0℃以下になって霜が降りることがある。春に起こる霜害を晩霜害、秋の霜害を早霜害と呼ぶ。

コ 台風

特に影響を及ぼす台風は年1回ないし2回程度であるが、経路、季節および地域によって影響の程度が異なり、時にははるか遠くにあるうちに、前線を刺激して大雨となったり、うねりや高波が押し寄せて来たりするものがある。

サ 雷、降ひょう

雷は、10月から12月までの中秋から初冬にかけて多く発生する。

また、雷雲の発生によって降ひょうや局地的な大雨になることがある。降ひょうは、5月から6月にかけて多く発生しているが、継続時間は10分ぐらいのことが多く、大きさは0.5cmから数cmに達することがある。

シ なだれ

なだれの種類は、表層なだれと全層なだれに大別される。なだれは、山腹や急傾斜地に積もった雪が重力による駆動力の作用によって急激に谷や麓にすべり下りる現象であり、傾斜の急なところに起こりやすく、過去の統計をみると30度から60度の間で多く発生している。しかし、傾斜のゆるいところでも発生することがあり、表層なだれは18度、全層なだれでは24度がなだれの起きない限界とみられる。

また、なだれは気温・日射・風・雨など、そのときの気象状態に影響されることが多い。

ス 融雪

本市における洪水の発生は、梅雨期や台風期の大雨によるものと融雪によるものがある。融雪による地すべりや洪水は、年に2、3回程度発生し、時期的には3月から5月にかけて多い。融雪は気象が上昇した日、雨の降った日に起こりやすく、また雪質や風速などにも影響される。

セ 霧

本市における霧の発生は、夏から秋にかけて多く発生し、発生時間は夜間や早朝が多く、日の出後1～3時間位で消滅することが多い。

発生地域は、雄物川流域に多く発生する。

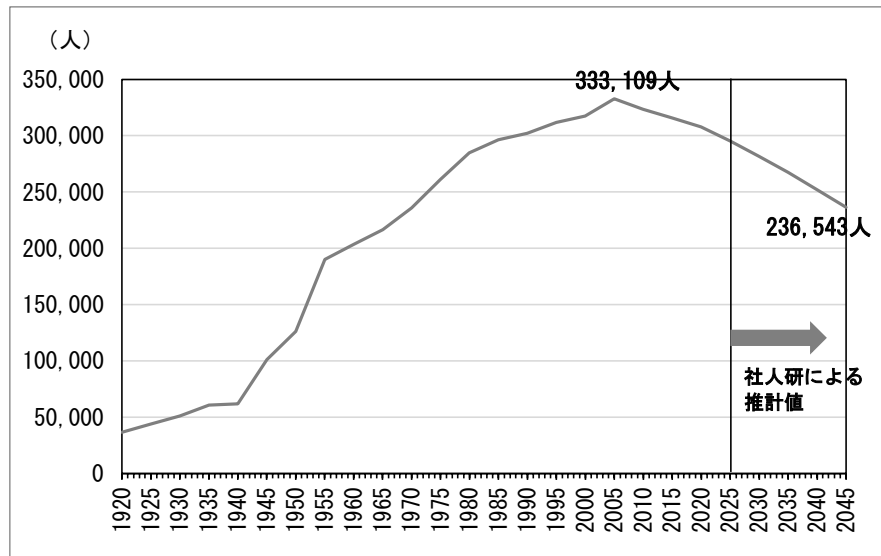
2 秋田市の社会的、経済的概況

(1) 人口

本市の人口は高度成長期以降右肩上がりが増加していたが、平成17年には（市町合併による増加分を除くと）減少に転じており、令和6年12月31日現在で293,729人（住民基本台帳による）である。

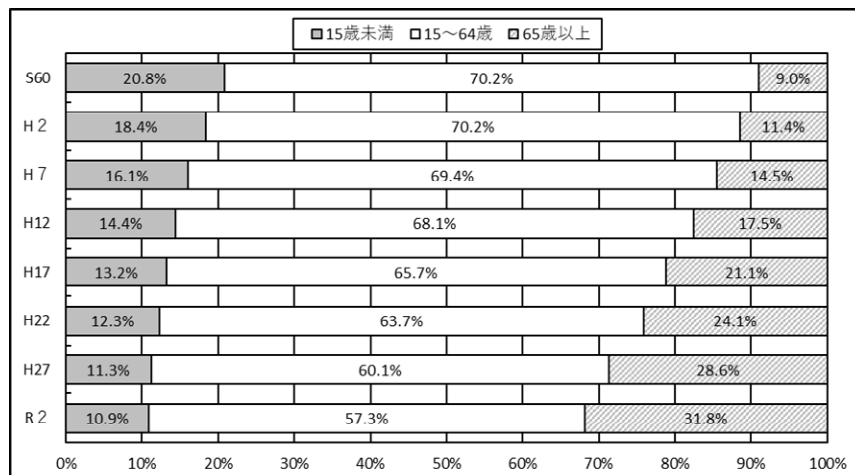
また、年齢別人口は、令和2年10月1日現在の国勢調査によると、0～14歳の年少人口は10.7%（全国平均11.9%）、15～64歳の生産年齢人口は56.1%（同57.8%）、65歳以上の老年人口は31.2%（同28.0%）である。全国平均とほぼ同程度の割合ではあるが、本市におけ

る昭和 55 年以降の年齢別人口（国勢調査）の推移を見ると、高齢化が急速に進展しており、今後もその傾向が続くことが予想される。



（第 14 次秋田市総合計画(令和 3 年 3 月)に令和 2 年度国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」を加筆）

図 1-4-2 人口・世帯数の推移



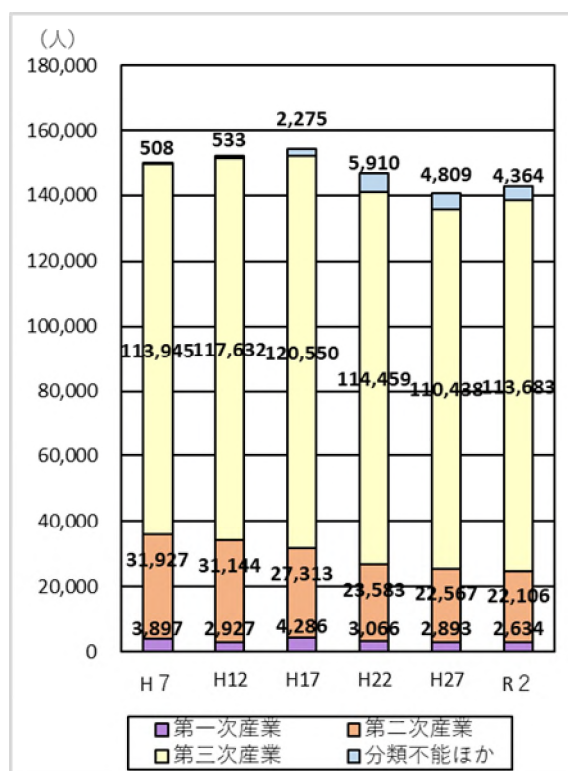
（国勢調査より）

図 1-4-3 年齢別人口の推移

(2) 産業構造

本市の産業別就業数を令和2年の国勢調査結果でみると、第1次産業1.8%、第2次産業15.5%、第3次産業は79.6%であり、卸小売、サービス業など第3次産業の構成比が高くなっている。

また、平成7年以降の国勢調査結果をみると、第1次産業および第2次産業への就業者数は徐々に減少し、第3次産業への就業者数は増加傾向にある（第1次産業の平成17年の増加は、旧河辺町、旧雄和町の合併によるもの）。今後は、第1次、第2次産業の減少とともに、全体産業構成における第3次産業の占める割合が高まることが予想される。



(国勢調査より)

図 1-4-4 産業別就業者数の推移

(3) 土地利用

市の土地利用に当たっては、土地が現在から将来にわたって市民のための生活と生産等諸活動のかけがえのない共通基盤であることから、秋田市公害防止条例(平成9年条例第7号)をはじめ国土利用計画法(昭和49年法律第92号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、農地法(昭和27年法律第229号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)、森林法(昭和26年法律第249号)、自然公園法(昭和32年法律第161号)等の関連法令等の適切な運用により、自然の保全と良好な住環境の創造により調和ある発展を図っている。

(4) 道路

道路は、本市から大仙市、横手市を通り東北自動車道や日本海沿岸東北自動車道を結ぶ秋田自動車道、本市と能代市、新潟県とを結ぶ国道 7 号、本市から大仙市など内陸部を通って山形県へとつながる国道 13 号がある。

また主要地方道として秋田天王線、秋田昭和線、秋田北インター線などがある。このほか、令和 6 年 7 月現在、市道として認定されている路線は 7,701 本、総延長が約 2,029 k m である。

(5) 鉄道、空港、港湾

本市の鉄道は、秋田市から青森、福島両方面へと延びる奥羽本線、秋田市と男鹿市を結ぶ男鹿線、秋田市から新潟方面へと延びる羽越本線、秋田市と首都圏を結ぶ秋田新幹線がある。

秋田空港は秋田市雄和に所在し、滑走路の長さは 2,500m、面積は 159 h a で、東京、大阪、札幌、名古屋と結ばれている。さらに、国際線の就航も見込まれる。

秋田港は、北緯 39 度 45 分、東経 140 度 3 分に位置している。日本海に面しており、ロシア、中国、韓国および北朝鮮と向き合っている。東北地方における拠点港として重要な位置を占めており、日本海側の海の玄関口として注目を集めている。

(6) 石油コンビナート等特別防災区域

本市には、石油コンビナート等特別防災区域として秋田地区がある。秋田地区は飯島字古道下川端、土崎港相染町の北部地区と、寺内の南部地区の 2 つの地区に区分される。

各事業所では法令遵守に基づく安全対策の強化を図るとともに、危険物による被害軽減対策を定めている。

第5節 想定される災害の被害想定

1 一般災害（火災・水害・土砂災害・風害・雪害）

(1) 被害想定的基本的な考え方

災害は、その発生原因により、暴風雨、洪水等の異常な自然現象を原因とするものと、大規模な火災又は爆発等の人為的原因により生ずるものと大別することができる。

被害想定を具体的に定める場合には、災害発生の原因、規模、又は特性等の想定要素が必要である。

しかし、現時点で災害の規模、時期又はその被害の状況等について想定することは極めて困難であることから、過去における一般災害の規模と本市における社会的、自然的現況等を考慮した災害を想定する。

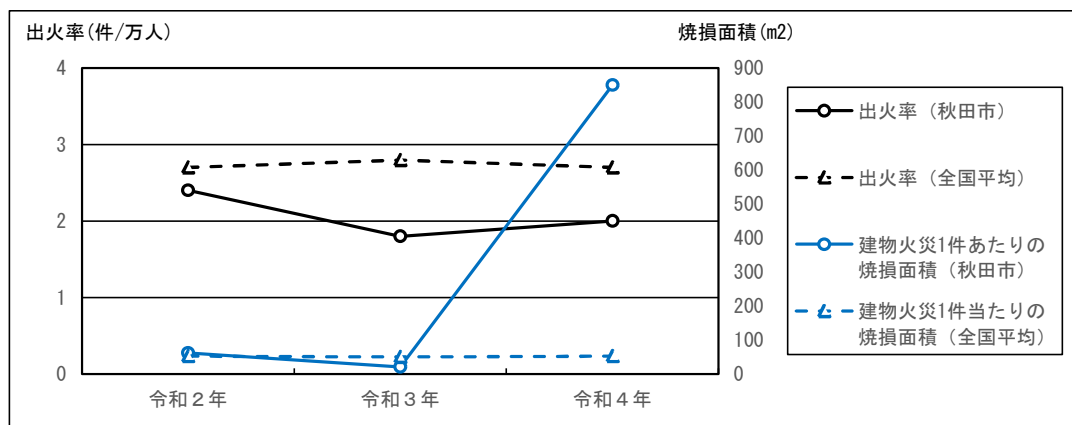
(2) 災害想定

ア 火災

本市は、フェーン現象などの気象条件により、火災の状況に大きな影響を受けている。

本市の出火状況を過去3年間の推移からみると、出火率（人口1万人当たりの出火件数）は、おおむね全国平均を下回っている。

また、建物火災1件当たりの焼損面積は、令和3年は全国平均と同程度であるが、令和2年、令和4年は全国平均を上回っている。特に令和4年は、秋田市向浜で発生した1件の工場火災が影響している。



（（秋田市のデータは、令和3年、令和4年、令和5年消防年報（秋田市）、
全国のデータは令和5年消防白書より）

図 1-5-1 過去3年間における火災の現況

近年は、生活様式の多様化に伴い、電気機器（装置）や電気配線等電気関係の火災発生要因も多くなっている。

また、中高層ビルや雑居ビルの増加、交通量の増大などにより消火活動が一層困難になりつつある。

このような複雑多様化する火災様相に対応するとともに、自然災害に対しても市民の安全を確保するため、消防力の充実強化と災害に強いまちづくりをはじめ、市民の火災や災害に対する防災意識の高揚を図ることが必要である。

表 1-5-1 過去3年間の主な出火原因

	放火	こんろ	たばこ	たき火	ストーブ	電気関係	総件数
令和3年	1	7	2	1	1	12	55
令和4年	3	4	2	2	2	11	59
令和5年	3	5	3	0	3	12	54

※放火は放火の疑いを含む

※電気関係は「電気機器」「電気装置」「電灯電話等の配線」「配線器具」の合計

(令和6年消防年報より)

イ 水害

秋田市には、河川又は河川堤防における水防上注意が必要な箇所として、重要水防箇所および重要水防区域が指定されている。この箇所は、大雨が降ると被害をもたらす危険性を有する地域であるため、大雨時には特に警戒が必要である。

近年、旭川流域における水害は、河川改修と旭川ダムの放流調節により年々減少しているものの、集中豪雨等があった場合、それぞれの流域周辺で内水氾濫を含めた水害がたびたび発生している。

一級河川である雄物川やその水系である太平川、岩見川、旭川、草生津川、新城川、猿田川、新波川のほか、二級河川である馬場目川水系の馬踏川には、避難判断水位が定められている。

また、市では、国土交通省や県の各管理河川の浸水想定区域図（洪水氾濫予測）に基づくハザードマップを作成し、令和4年4月に「水害ハザードマップ」を作成した。今後も、県管理河川の浸水想定区域の修正に合わせ、逐次改定を行うとともに、ハザードマップ等を活用し、平常時から行政と地域市民等との連携を深めた避難対策を整備しておくことが必要である。

◆資料編 13-1 秋田管内河川図

〃 13-2 重要水防区域一覧表

〃 13-3 洪水予報河川および水位周知河川の避難判断水位等

ウ 土砂災害

土砂災害には、主として「急傾斜地崩壊（がけ崩れ）」「地すべり」「土石流」の3つに分けられ、令和5年12月現在、本市において、土砂災害警戒区域1,009箇所、うち土砂災害特別警戒区域854箇所が指定されている。

集中豪雨や大雨等あるいは地震により、山間部付近を通っている道路に崖崩れが起こる可能性があり、さらに、その交通遮断が原因で孤立集落となることも予想されるため、交

通被害の防止に必要な措置をとる必要がある。

◆資料編 14－4 土砂災害警戒区域指定箇所表

エ 風害

風害は大きく分けて、台風や発達した低気圧による強風、突発的な竜巻のようなものに分けられる。

台風や強風による被害は、毎年農作物に多く、ハウス等の倒壊、果樹木、稲の倒伏等が発生するほか、屋根、トタンの剥離等の建物被害も発生しており、飛散物による人的被害にも十分注意し警戒する必要がある。

また、突風（竜巻）は、突発的に発生するため、発生の予測は難しいが、発生すると強烈な風が家屋等を襲うため、局所的に大きな被害が出ている。

オ 雪害

秋田市は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）に基づき、「豪雪地帯」に指定されている。この法律は、「積雪が特に甚だしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、市民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより当該地域の産業と民生の安定向上に寄与すること」を目的として、昭和 37 年に成立したものである。

また、本市には「なだれ危険箇所」が 149 箇所指定されている。なだれは、急傾斜地と積雪が存在する地域では、どこでも発生しうる危険性を伴っている。

近年、本市では、冬期降雪による道路障害、建築物の倒壊、また融雪期にあつては水害が発生しており、河川付近や農業用水路周辺の住宅地は警戒しなければならないと同時に市民と一体となった組織的な融雪対策をとる必要がある。

◆資料編 14－8 なだれ危険箇所等

2 地震災害

(1) 地震想定の考え方

大規模地震による被害を予防、軽減し、また、発生した被害に即して有効な対応策をとれるような、実効性のある地域防災計画とするためには、地震が発生した場合、秋田市ではどのような種類の被害がどれくらいの規模・数量で起こるか、また秋田市がどのような状況に置かれるのかを想定しておくことが有効である。すなわち、発生の可能性がある地震（想定地震）によって引き起こされる被害を可能な限り具体的かつ定量的に予測することにより、地域防災計画が主たる対象として考える災害の内容（前提条件）を明らかにすることができる。地震の被害は、自然現象に起因するゆえに不確実性を内包しており、想定結果も「確率」であるという認識は必要であるが、この想定結果を踏まえることによって、人員、資機材、財源のより効率的な配置や投入が可能となる。

このような考えのもとに、市では県が実施した秋田県地震被害想定調査報告書（平成 25 年 8 月）の中から、市に被害を及ぼすと想定される地震およびその物的・人的被害の想定結果を活用して、地域防災計画の中でもとりわけ緊急の課題とされている地震対策の前提となる条件を求めた。

今後、この調査を踏まえ、市民が安心して生活できるよう、市および防災関係機関の震災対策に活用する。

(2) 地震被害想定調査

次のア被害想定調査前提条件、イ調査結果、ウ被害想定は、秋田県地震被害想定調査報告書（平成 25 年 8 月）から引用した。

ア 被害想定調査前提条件

(ア) 調査の流れ

県の地震被害想定調査は、以下の流れで行われている。

- ・ 想定地震に基づく地震動、津波、地盤の液状化、斜面の崩壊危険度等を予測する。
- ・ 県内の人口、建築物、ライフライン施設、交通施設、消防力等の現況資料を収集・整理する。
- ・ 建物被害、人的被害等、各種の被害を予測する。

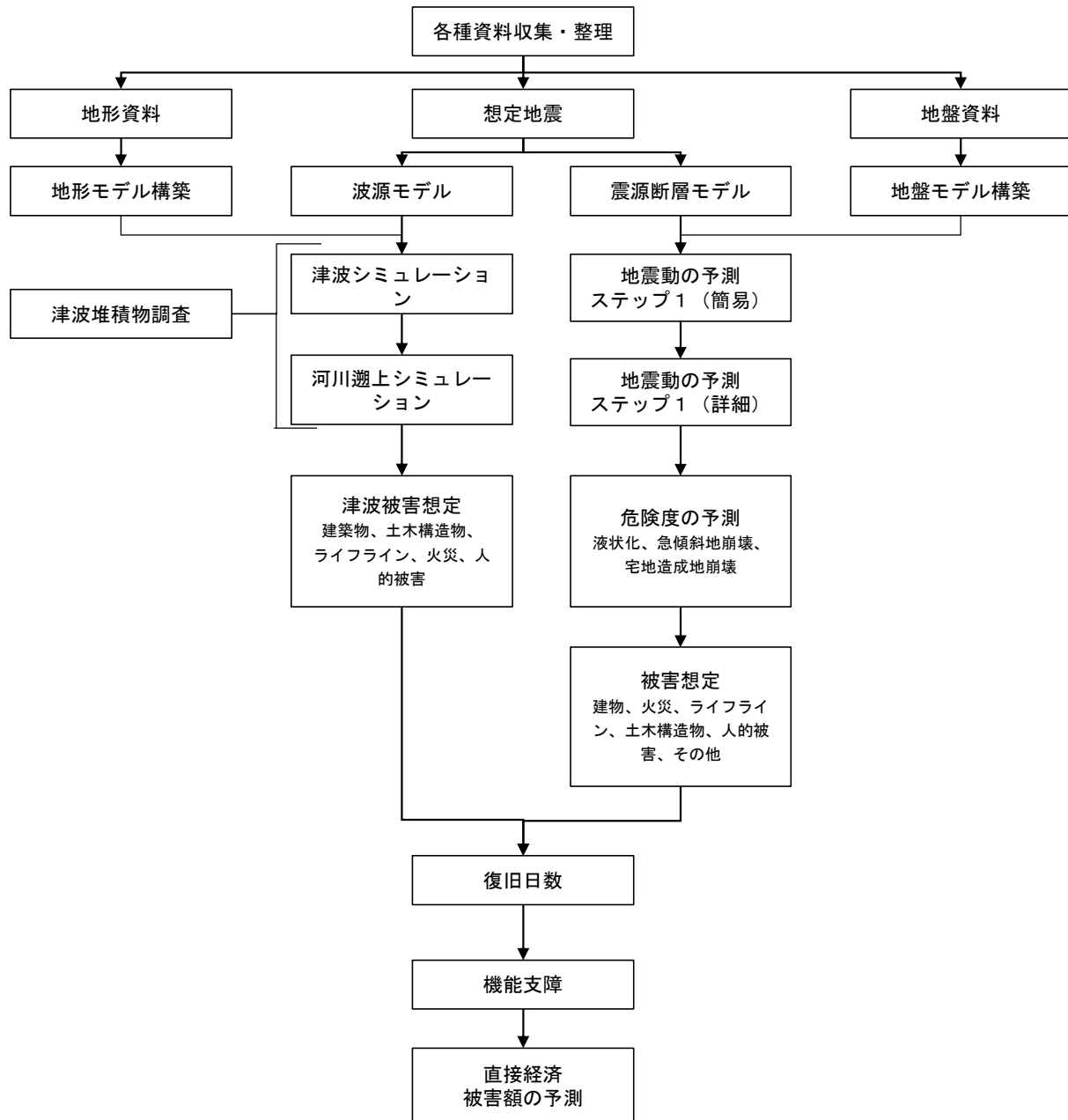


図 1－5－2 地震被害想定調査の流れ

(イ) 県の地震被害想定調査結果の活用にあたっての留意点

県は、地震被害想定調査を活用するにあたっては、以下の点に留意する必要があるとしている。

a 将来発生する地震を予測したものではないこと

調査は、多くの仮定に基づいて震源モデルを設定し、震度分布、津波浸水域等を想定したものであり、将来発生する地震を予測したものではない。実際に地震や津波が発生した場合は、その震源や規模が想定とは違う結果になることに留意すること。

b 実際に発生する被害量を予測したものではないこと

調査は、過去の地震被害に関する統計データ等を用いて被害量を予測したものであ

り、実際に発生する被害量を予測したものではない。実際に地震や津波が発生した場合は、その被害量が想定とは違う結果になることに留意すること。

特に、個々の施設や地点を具体的に評価したものではない。

また、特定の構造物の耐震性等を検証する場合には、個別の検討が必要である。

c 各想定地震の発生確率は検討していないこと

調査の目的は、想定地震により本県に及ぼす被害や県民生活等に与える影響を把握することであり、各想定地震の発生確率は検討していない。

d 「連動地震」は秋田県独自の震源モデルであること

歴史上、秋田県に最も大きな被害を及ぼした地震は、日本海中部地震（1983 年、マグニチュード 7.7）であるが、東日本大震災が連動型の巨大地震であったことを踏まえて、連動地震を設定した。なお、連動地震は、国や研究機関が想定したものではない。

「想定外をつくらない」という観点から、秋田県が独自に設定した震源モデルである。

今後、国により、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号。以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく震源モデルが示された場合は、そのモデルによる浸水想定の実施が県により検討される。

(ウ) 想定地震

県による想定地震は、国の地震調査研究推進本部が評価した地震や、過去に発生した地震を基に設定している。さらに、東日本大震災が、これまで想定できなかった連動型の巨大地震だったことを踏まえ、「想定外をつくらない」という基本的な考えのもと、連動地震も設定している。

秋田県に影響を及ぼすことが想定される 27 パターンの地震は、次のとおりである。

表 1-5-2 想定地震一覧表

No.	想定地震	M	設定根拠	No.	想定地震	M	設定根拠
1	能代断層帯	7.1	国	15	天長地震 北由利断層連動	7.8	県独自
2	花輪東断層帯	7.0	国	16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	国
3	男鹿地震	7.0	過去に発生	17	折爪断層	7.6	国
4	天長地震	7.2	過去に発生	18	雫石盆地西縁断層帯	6.9	国
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	県独自	19	北上低地西縁断層帯	7.8	国
6	北由利断層	7.3	国	20	庄内平野東縁断層帯	7.5	国
7	秋田仙北地震	7.3	過去に発生	21	新庄盆地断層帯	7.1	国
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	国	22	海域 A（日本海中部を参考）	7.9	過去に発生
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	国	23	海域 B（佐渡島北方沖、秋田県沖、山形県沖を参考）	7.9	県独自
10	真昼山地東縁断層帯北部	7.0	国	24	海域 C（新潟県北部沖、山形県沖を参考）	7.5	過去に発生
11	真昼山地東縁断層帯南部	6.9	国	25	海域 A+B 連動	8.5	県独自
12	象潟地震	7.3	過去に発生	26	海域 B+C 連動	8.3	県独自
13	横手盆地 真昼山地連動	8.1	県独自	27	海域 A+B+C 連動	8.7	県独自
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	県独自				

（太字）連動地震

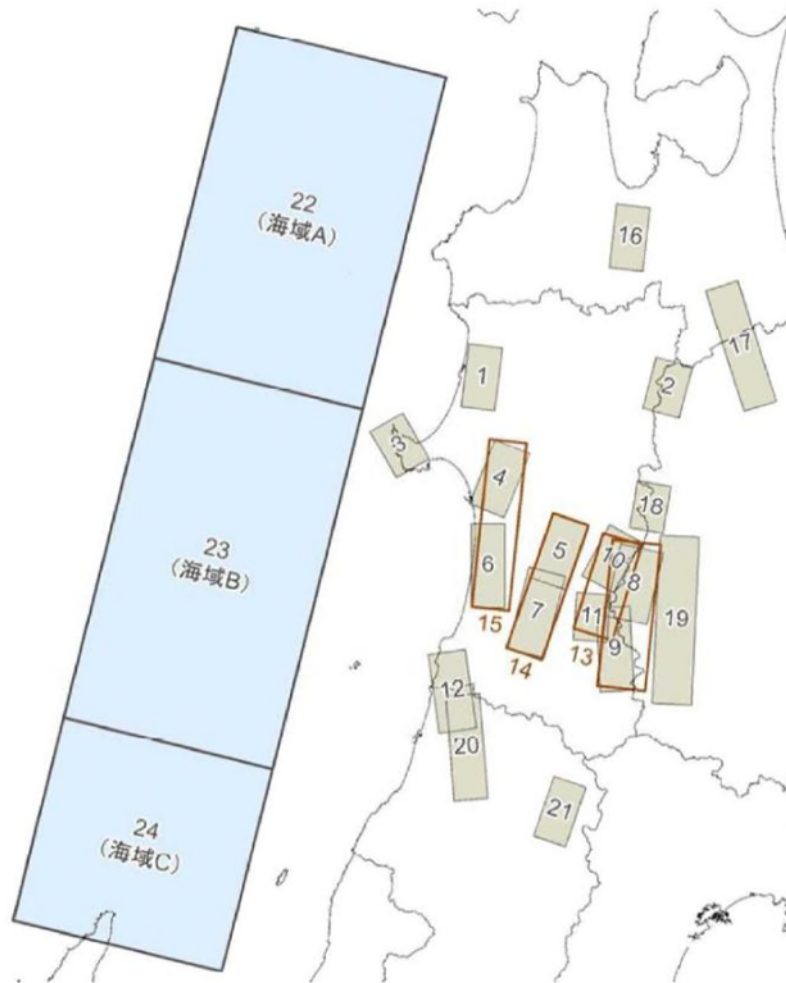


図 1-5-3 想定地震の震源域

イ 調査結果について

調査では、まず、全 27 パターンの地震を対象に、簡易法を用いて震度分布を予測し、影響を受ける人口を算出している。次に、影響を受ける人口の多い震源域について、詳細法により地震動計算を行い、震度分布図を作成している。

※簡易法および詳細法について

簡易法：過去の地震記録から得られた経験式を用いて、マグニチュードや震源断層までの距離、地層の構成等から、震度を予測する手法である。

詳細法：震源断層について、マグニチュード等の他に、破壊が始まる地点や震源域の中で特にずれが大きい範囲等、破壊の条件をより詳細に設定している。

これらの条件と深部の地層構成等から、地震動の伝わり方を評価し、地表面での震度分布を予測する手法である。

表 1-5-3 市域における震度分布

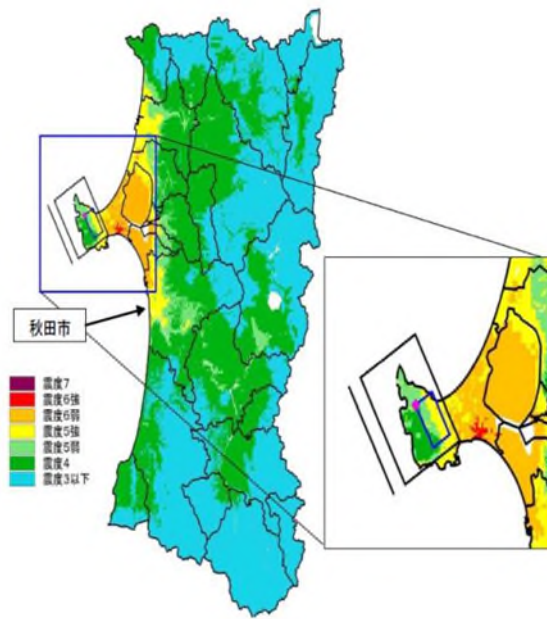
N o.	想定地震	M	最大震度	N o.	想定地震	M	最大震度
1	能代断層帯	7.1	5 強	15	天長地震 北由利断層連動	7.8	7
2	花輪東断層帯	7.0	4	16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	4
3	男鹿地震	7.0	6 弱	17	折爪断層	7.6	5 弱
4	天長地震	7.2	7	18	雫石盆地西縁断層帯	6.9	5 弱
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	6 弱	19	北上低地西縁断層帯	7.8	5 強
6	北由利断層	7.3	7	20	庄内平野東縁断層帯	7.5	5 弱
7	秋田仙北地震	7.3	6 弱	21	新庄盆地断層帯	7.1	4
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	5 強	22	海域A（日本海中部を参考）	7.9	5 強
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	5 強	23	海域B（佐渡島北方沖，秋田県沖，山形県沖を参考）	7.9	6 弱
10	真昼山地東縁断層帯北部	7.0	5 強	24	海域C（新潟県北部沖，山形県沖を参考）	7.5	5 弱
11	真昼山地東縁断層帯南部	6.9	5 弱	25	海域A+B連動	8.5	6 強
12	象潟地震	7.3	5 強	26	海域B+C連動	8.3	6 弱
13	横手盆地 真昼山地連動	8.1	6 弱	27	海域A+B+C連動	8.7	6 強
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	6 強				

(太字) 連動地震

市域において最大震度 6 弱以上を示す 12 パターンの震度分布図を次に示す。

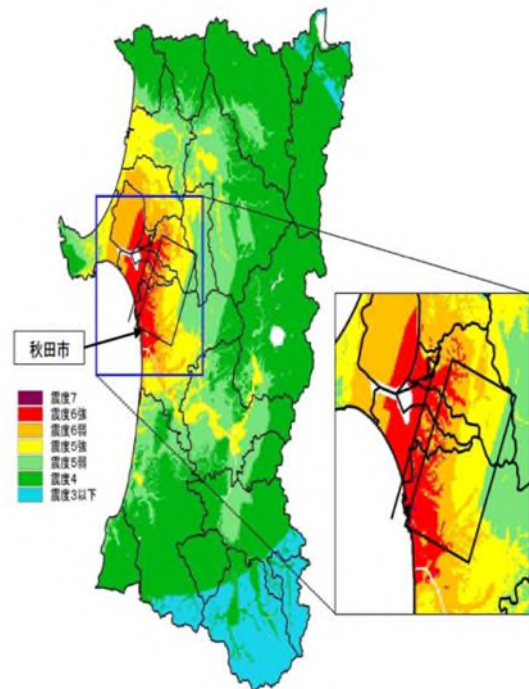
※震度分布図の見方について

- ・ 想定地震名の前にある番号は、表 1-5-3 の番号に対応している。
- ・ 長方形で表示している範囲が震源域、直線は地表トレースを示している。地表トレースとは、地下の震源断層の平面を地表まで延伸した時の出現位置を示したものである。断層面が垂直の場合は断層の真上に重なり、断層が傾斜している場合はその傾いている先に現れる。

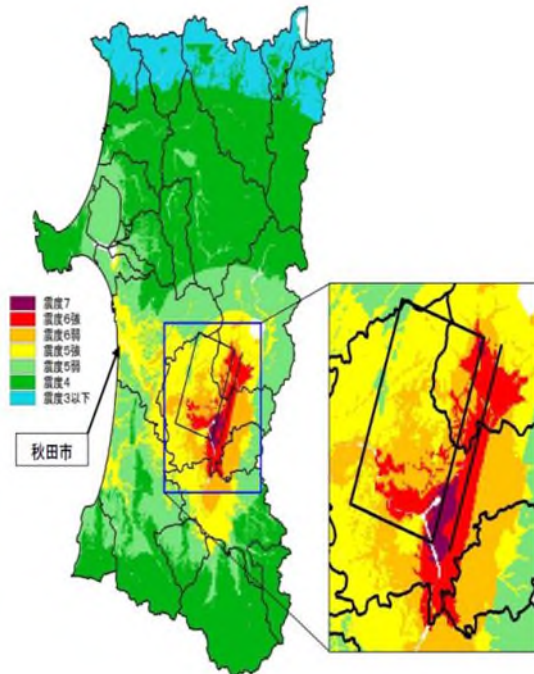


(青枠：アスペリティの位置、ひし形：破壊開始点の位置)

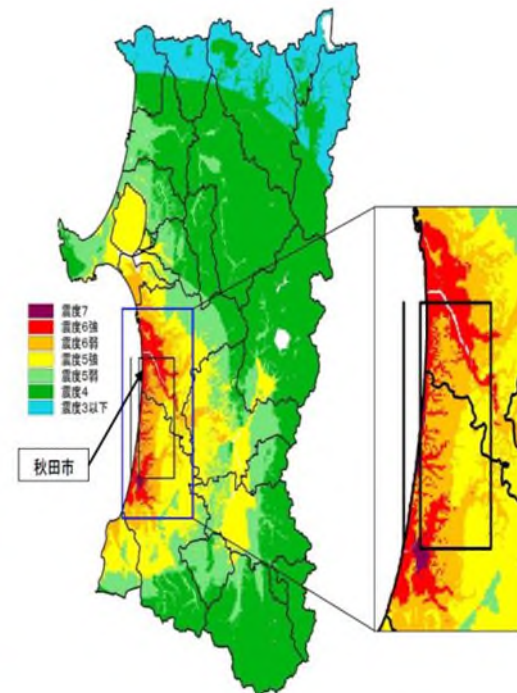
① No.3 男鹿地震



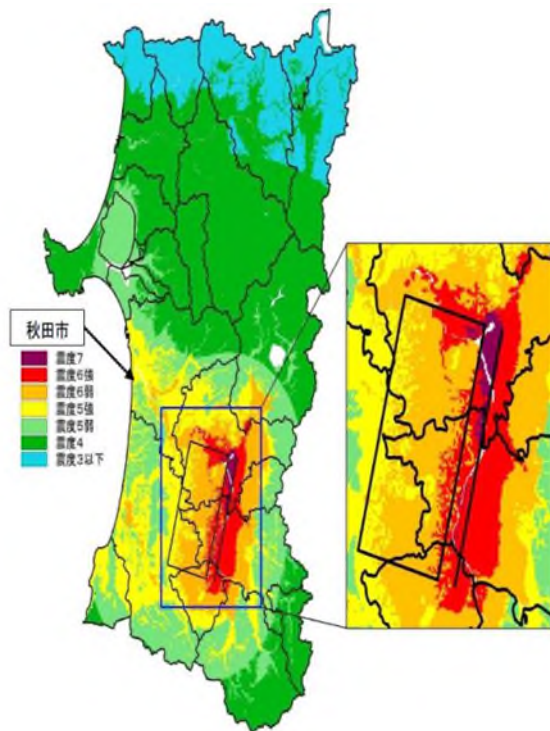
② No.4 天長地震



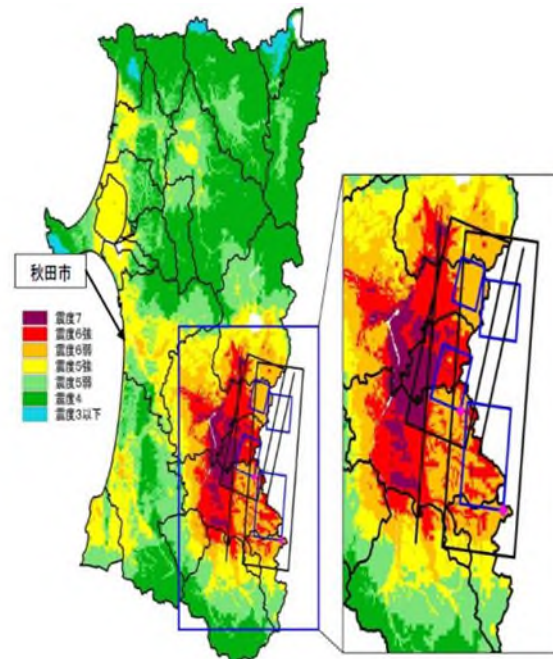
③ No.5 秋田仙北地震震源北方



④ No.6 北由利断層

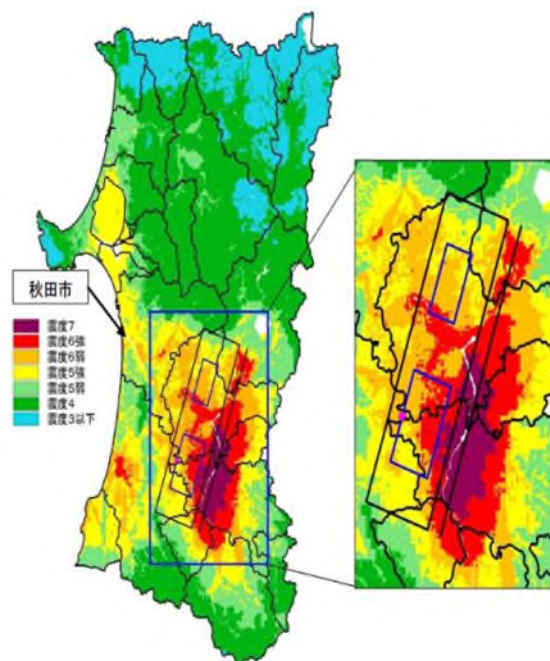


⑤ No. 7 秋田仙北地震



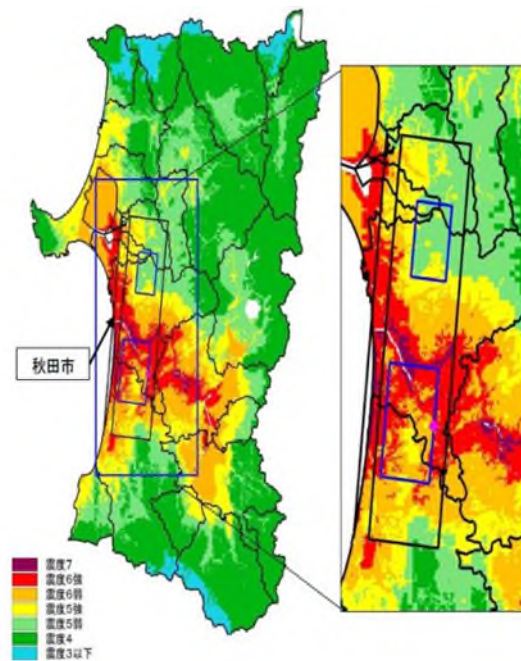
(青枠：アスペリティの位置、ひし形：破壊開始点の位置)

⑥ No. 13 横手盆地真昼山地連動



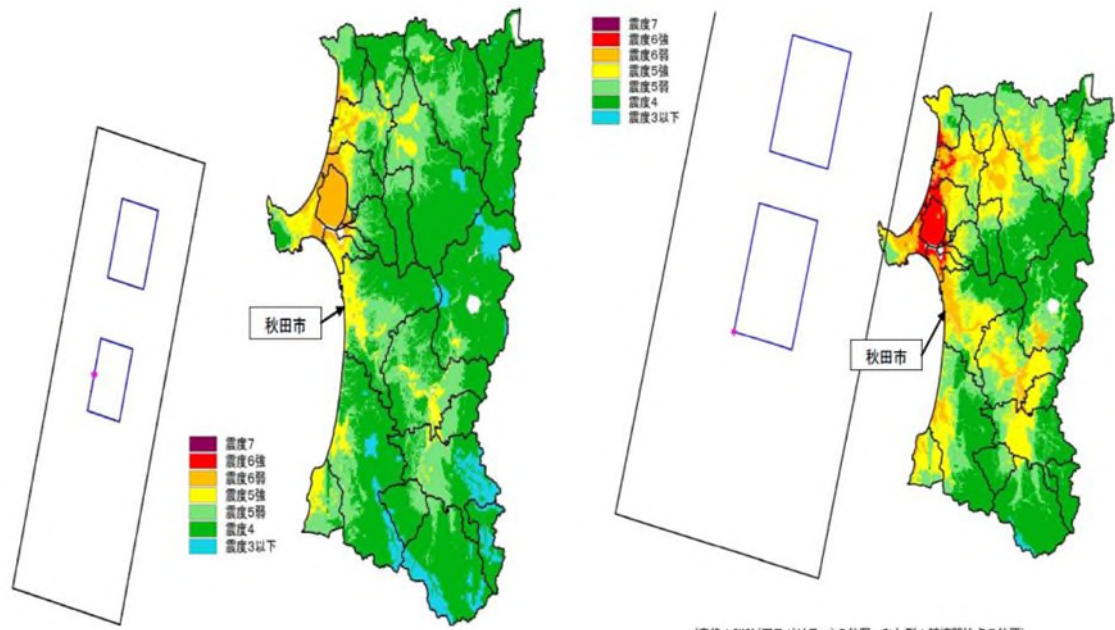
(青枠：アスペリティの位置、ひし形：破壊開始点の位置)

⑦ No. 14 秋田仙北地震震源北方秋田仙北地震連動



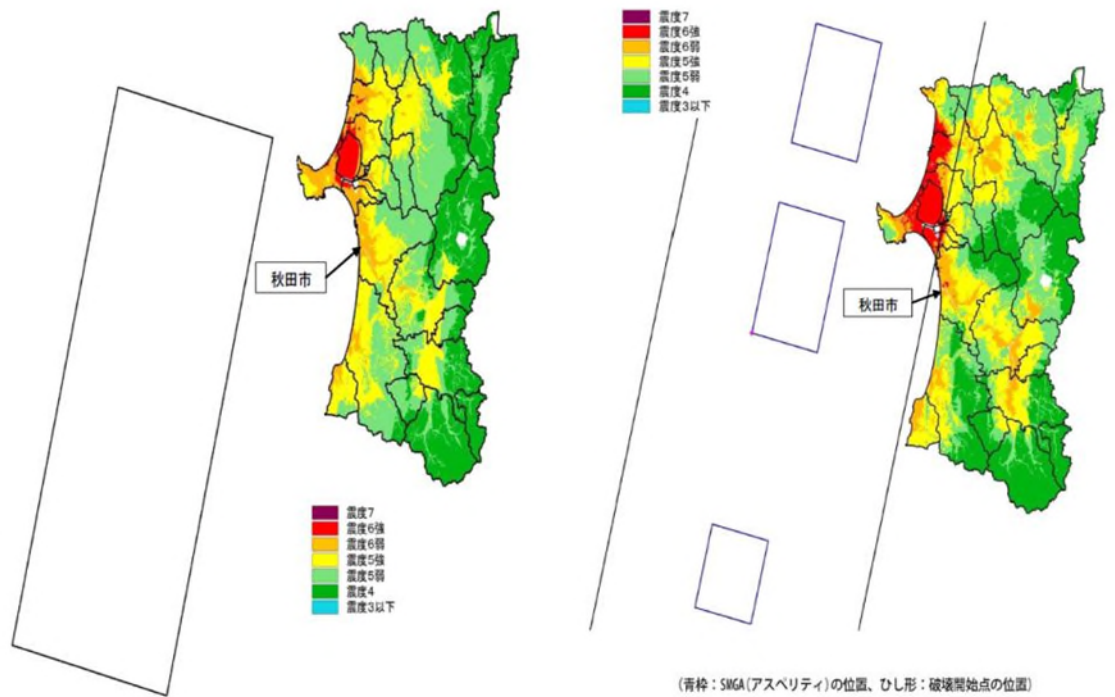
(青枠：アスペリティの位置、ひし形：破壊開始点の位置)

⑧ No. 15 天長地震北由利断層連動



⑨ No. 23 海域B (佐渡島北方沖, 秋田県沖, 山形県沖を参考)

⑩ No. 25 海域A+B連動



⑪ No. 26 海域B+C連動

⑫ No. 27 海域A+B+C連動

図 1-5-4 震度分布図

ウ 被害想定

秋田県地震被害想定調査における秋田市の被害想定結果一覧を以下に示す。なお、ここでは秋田県地震被害想定調査で検討されている想定地震の中で、秋田市における最大震度が6弱以上を示すものを抜粋して示す。

表 1-5-4 (1) 被害想定結果一覧

項目		想定地震													
		No. 3 男鹿地 震	No. 4 天長地 震	No. 5 秋田仙 北地震 震源北 方	No. 6 北由利 断層	No. 7 秋田仙 北地震	No. 13 横手盆 地 真昼 山地連 動	No. 14 秋田仙 北地震 震源北 方 秋田仙 北地震 連動	No. 15 天長地 震 北由 利断層 連動	No. 23 海城B	No. 25 海城A+ B連動	No. 26 海城B+ C連動	No. 27 海城A+B +C連動		
マグニチュード		7.0	7.2	7.2	7.3	7.3	8.1	7.7	7.8	7.9	8.5	8.3	8.7		
最大震度 (秋田市)		6弱	7	6弱	7	6弱	6弱	6強	7	6弱	6強	6弱	6強		
建 物 被害	全壊棟数 (棟)	夏	1,535	15,513	1,751	14,473	1,993	2,476	2,692	24,034	2,384	6,008	4,245	13,890	
		冬	1,549	16,679	1,753	15,535	1,999	2,500	2,737	25,874	2,386	6,252	4,503	14,159	
	半壊棟数	夏	1,554	27,330	576	28,120	882	1,969	2,842	33,495	2,121	13,607	10,113	21,877	
		冬	1,523	29,592	571	30,499	878	2,021	2,915	36,274	2,110	15,014	11,617	23,297	
	炎上出火 件数	夏の日中 (10時)	1	19	1	18	1	1	2	34	1	3	3	4	
		冬の深夜 (2時)	1	17	1	16	1	1	1	30	1	3	3	4	
		冬の夕方 (18時)	3	45	3	46	3	4	4	81	3	8	8	11	
	焼失棟数 (棟)	夏の日中 (10時)	2	38	2	36	2	2	4	165	2	6	6	8	
		冬の深夜 (2時)	2	34	2	32	2	2	2	60	2	6	6	8	
		冬の夕方 (18時)	206	2,936	227	3,240	226	336	321	3,847	231	663	666	871	
地 震 動に よる 人 的 被害	死者数 (人)	夏の日中 (10時)	0	365	0	333	0	1	3	635	0	33	23	75	
		冬の深夜 (2時)	1	893	0	812	1	3	8	1,502	0	90	67	189	
		冬の夕方 (18時)	5	697	5	662	5	15	14	1,157	7	87	72	158	
	負傷者数 (人)	夏の日中 (10時)	120	3,351	52	3,282	77	158	231	4,907	133	951	805	1,522	
		冬の深夜 (2時)	205	5,813	80	5,759	122	274	403	8,120	229	1,841	1,587	2,841	
		冬の夕方 (18時)	159	4,432	70	4,398	102	218	310	6,330	177	1,361	1,179	2,094	
	うち重症 者数 (人)	夏の日中 (10時)	0	553	0	503	0	1	4	985	0	46	32	107	
		冬の深夜 (2時)	1	1,004	0	915	1	3	8	1,717	0	98	73	209	
		冬の夕方 (18時)	3	764	3	705	3	7	10	1,325	3	78	60	159	
	ライフ ライン 被害	上水道	被害箇所	107	957	77	1,015	95	130	117	2,350	87	146	441	454
断水人口 (人)			33,334	174,389	23,018	177,371	28,359	40,824	35,073	210,790	28,185	45,169	115,002	115,199	
下水道		被害延長 (m)	22,496	94,427	23,556	100,188	24,182	27,184	29,370	138,244	23,156	50,047	52,720	56,069	
		支障人口 (人)	4,530	19,016	4,744	20,177	4,870	5,474	5,915	27,841	4,663	10,079	10,617	11,292	
都市ガス		供給支障人口 (人)	0	207,217	-	209,402	-	-	0	213,133	0	12,122	0	119,952	
LPガス		供給支障人口 (人)	302	5,504	100	6,067	250	504	985	10,504	90	2,845	3,151	3,422	
電力		停電世帯	夏の日中	21,005	98,229	21,932	98,356	25,273	32,128	34,227	107,301	30,133	59,211	55,167	78,250
			冬の深夜	21,349	99,284	21,960	99,665	25,358	32,587	34,958	107,938	30,159	63,195	59,659	80,822
			冬の夕方	21,349	99,284	21,960	99,665	25,358	32,587	34,958	107,938	30,159	63,195	59,659	80,822
通信		固定電話・インターネット 不通回線数 (本)	夏の日中	273	2,782	303	2,600	346	435	479	4,533	392	794	786	1,067
			冬の深夜	276	2,978	304	2,778	347	439	484	4,743	393	836	830	1,116
			冬の夕方	479	5,880	529	5,987	571	773	804	8,531	621	1,493	1,490	1,979
		携帯電話 通率	夏の日中	-	A	-	A	-	-	-	A	-	B	B	A
			冬の深夜	-	A	-	A	-	-	-	A	-	A	A	A
避難者数		夏の日中 (10時)	1日後 (人)	10,842	72,485	8,078	73,114	9,842	14,075	13,541	91,858	11,118	26,063	37,918	53,835
			4日後 (人)	13,148	82,157	9,673	82,940	11,801	16,879	15,928	102,403	13,055	28,948	45,518	60,507
	1ヶ月後 (人)		3,216	40,507	2,802	40,626	3,366	4,807	5,650	56,997	4,713	16,527	12,794	31,778	
	冬の深夜 (2時)	1日後 (人)	11,710	90,010	8,402	91,249	10,342	15,328	15,277	112,742	12,338	35,797	45,384	66,791	
		4日後 (人)	13,999	98,212	9,994	99,538	12,293	18,108	17,629	121,169	14,259	38,489	52,616	72,786	
		1ヶ月後 (人)	4,143	62,896	3,141	63,845	3,895	6,138	7,500	84,881	5,986	26,899	21,478	46,972	
	冬の夕方 (18時)	1日後 (人)	11,997	92,546	8,715	94,328	10,652	15,860	15,711	116,731	12,651	36,734	46,227	67,668	
		4日後 (人)	14,280	100,519	10,301	102,289	12,596	18,625	18,055	124,697	14,567	39,402	53,401	73,593	
		1ヶ月後 (人)	4,453	66,188	3,473	68,012	4,226	6,720	7,963	90,399	6,317	27,914	22,508	48,080	
	震災廃棄物 (トン)	夏の日中	221,286	3,114,538	188,804	2,996,712	225,866	322,408	383,544	4,434,543	334,087	1,318,210	917,689	2,660,275	
冬の深夜		221,166	3,302,426	188,760	3,180,871	226,163	326,538	390,178	4,695,591	333,786	1,395,296	1,000,283	2,738,861		
冬の夕方		227,552	3,393,482	195,823	3,281,542	233,202	337,015	400,196	4,814,419	340,960	1,415,902	1,020,992	2,765,943		

※携帯電話の不通率 (ランク A : 非常につながりにくい、B : つながりにくい、C : ややつながりにくい)

被害想定結果一覧 (表 1-5-4 (1)) のうち、秋田市における最大震度が 7 を示すものを以下に示す。

表 1-5-4 (2) 被害想定結果概要(震度7)再掲

項目			想定地震 No. 4 天長地震	No. 6 北由利断層	No. 15 天長地震 北由利断層連動
マグニチュード			7.2	7.3	7.8
最大震度(秋田市)			7	7	7
建物被害	全壊棟数(棟)	夏	15,513	14,473	24,034
		冬	16,679	15,535	25,874
	半壊棟数	夏	27,330	28,120	33,495
		冬	29,592	30,499	36,274
	炎上出火件数	夏の日中(10時)	19	18	34
		冬の深夜(2時)	17	16	30
		冬の夕方(18時)	45	46	81
	焼失棟数(棟)	夏の日中(10時)	38	36	165
		冬の深夜(2時)	34	32	60
		冬の夕方(18時)	2,936	3,240	3,847
地震動による 人的被害	死者数(人)	夏の日中(10時)	365	333	635
		冬の深夜(2時)	893	812	1,502
		冬の夕方(18時)	697	662	1,157
	負傷者数(人)	夏の日中(10時)	3,351	3,282	4,907
		冬の深夜(2時)	5,813	5,759	8,120
		冬の夕方(18時)	4,432	4,398	6,330
	うち重症者数(人)	夏の日中(10時)	553	503	985
		冬の深夜(2時)	1,004	915	1,717
		冬の夕方(18時)	764	705	1,325
避難者数	夏の日中(10時)	1日後(人)	72,485	73,114	91,858
		4日後(人)	82,157	82,940	102,403
		1ヶ月後(人)	40,507	40,626	56,997
	冬の深夜(2時)	1日後(人)	90,010	91,249	112,742
		4日後(人)	98,212	99,538	121,169
		1ヶ月後(人)	62,896	63,845	84,881
	冬の夕方(18時)	1日後(人)	92,546	94,328	116,731
		4日後(人)	100,519	102,289	124,697
		1ヶ月後(人)	66,188	68,012	90,399

エ 積雪期における地震

(ア) 積雪期の気象状況

シベリア地方から吹き出す寒気は、日本海を渡るときに大量の水蒸気を補給し、強い雪雲となって日本列島に上陸する。そして、これらの雲は、奥羽山脈にぶつかり雪を降らせる。

近年では、昭和49年2月9～10日にかけ秋田市で117cmの積雪を記録したのが最大である(秋田地方気象台観測；以下同様)。

また、平成18年1月には74cm、昭和38年には82cmの積雪となっている。

(イ) 過去の積雪期の地震災害

積雪期に発生し、秋田市に影響が及んだ県内の既往地震は以下の2つがある。

a 秋田城の地震

(a) 発生年月日……天長7年2月3日(830年)

(b) 震源……東経140.1度、北緯39.3度(追分西方)

- (c) 規模……M7.0～7.5
- (d) 被害状況
 - ① 建物被害……秋田城の城郭・角舎・四天王寺等転倒
 - ② 人的被害……死亡者 15 人、負傷者 100 余人
- b 強首地震
 - (a) 発生年月日……大正 3 年 3 月 15 日
 - (b) 震源……東経 140.4 度、北緯 39.3 度（大沢郷付近）
 - (c) 規模……M6.4（震度 6）
 - (d) 被害状況
 - ① 建物被害……全壊 640 戸、半壊 575 戸、一部損壊 4,232 戸
 - ② 地震火災……住家 3 戸（強首 2、淀川 1）
 - ③ 人的被害……死亡者 94 人、負傷者 314 人
- (ウ) 積雪の地震に対する影響

積雪は地震災害に対し被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害する要因と考えられる。

- a 被害拡大要因

積雪が震災による被害を拡大させ、特に家屋被害、人的被害を拡大させる要因となることが想定される。

 - (a) 家屋被害の拡大

屋根上の積雪荷重により倒壊家屋が多く発生することが予想される。

また、1 階部分が周囲の積雪により支持され安定していることから、2 階部分の被害が多発することも予想される。これらの家屋は融雪とともに全壊へ進むものと考えられる。
 - (b) 地震火災の拡大

家屋倒壊の増大と暖房器具の使用により、出火件数が増大することが予想される。

また、各建物は大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。

一方、通常の大火と異なり屋根および建物の周囲に雪があるため、延焼速度は遅くなると予想される。
 - (c) なだれの発生

地震動によりなだれが同時多発することが予想される。特に降雪が多く積雪が不安定の場合は表層なだれの発生も懸念される。
 - (d) 人的被害の多発

以上の要因により、家屋やなだれの下敷き、地震火災による人的被害が増大するおそれがある。

また、屋根雪の落下や後述する雪壁の崩落等のため、歩行者、道路進行中の自動車に被害が及ぶおそれがある。
- b 応急対策阻害要因

積雪が震災時の応急対策の実施を阻害し、著しく困難にすることが想定される。特に、情報収集活動、緊急輸送活動、消防救助活動、重要施設の応急復旧活動に重大な

支障を及ぼすことが想定される。

(a) 情報収集活動の阻害

道路や通信施設の寸断・復旧の遅延等により山間地では孤立集落が多発することが予想され、また、積雪により被害状況の把握が困難となることが予想される。

(b) 緊急輸送活動

積雪時には除雪作業によって、道路上の雪が道路の両側に積み上げられることとなるが、これらの雪壁は、多雪地や豪雪時においては高さが3mを超えることも珍しくはない。これらの雪壁が地震時に各所で崩壊し、道路交通の全面マヒや人的被害の発生をもたらし、緊急輸送活動を著しく困難にすることが予想される。

(c) 消防活動

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防隊の活動は著しく困難になると予想される。

(d) 救助活動

倒壊家屋が大量に発生することが予想されるが、屋根に積雪があることから、埋没者の発見・救出は非常に難しくなると予想される。また、埋没者の救出が遅れた場合には凍死者が発生することもあると考えられる。

(e) 重要施設の応急復旧活動

復旧は除雪しないと被害箇所まで到達できないことや、地下埋設管を掘り出せないことなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため、短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。

c 応急対策需要増加要因

被災者、避難者の生活確保や除雪作業等の面で応急対策需要を増加させることが予想される。

(a) 被災者、避難者の生活確保

被災者、避難者の収容施設に対し暖房が必要不可欠であり、暖房器具、燃料等の大量の需要が見込まれる。また、毛布、被服等生活必需品も相当数必要である。

応急仮設住宅も積雪のため早期着工は不可能であり、避難生活も長期化することが予想され、被災者、避難者の生活確保のための対策も長期化、大量化することが予想される。

(b) 除雪

地震後も降雪が継続した場合、すべての応急対策は毎日除雪作業から始まることとなり、多大の労力を雪処理に費やすこととなる。また、通常除雪作業に当たっていた人々の大部分が何らかの形で被災することとなり、除雪作業員の確保が困難となることも考えられる。

d 積雪期の地震対策

積雪期の地震は通常時の地震と全く異なる様相を示すことから、被害は長期化し、かつ広範囲に及ぶ可能性があり、地域社会への影響は大きい。

各機関は積雪期の地震という最悪の事態を想定し、地震対策を樹立することが必要である。

3 津波災害

(1) 津波に関する知識

ア 海溝型地震と津波

海底のプレート境界や海底の活断層で発生する地震で、M7程度から津波を伴う。

発生間隔は活断層より短く、地震の規模もM8を超える巨大地震が発生する。

津波は、水深の深い外洋では波高はあまり高くないが、沿岸部に近づくと、波高が高くなり沿岸部に被害をもたらす。

津波の第1波は、引き潮から始まる引き波と、押し寄せから始まる押し波がある。また、小さな引き潮の後に大きな津波が押し寄せるなど一様でなく、津波は第1波よりも2波目、3波目が大きいこともある。

特に、沿岸部では外洋と比較し、水深が浅く又海底地形等の影響により、次のような現象が発生することがある。

(ア) 浅水効果

外洋での津波の波長（波の山と山あるいは谷と谷の距離）は数10kmにもなり、速度は水深が深いほど速く浅いほど遅くなる。津波が水深の浅い沿岸に近づくと、波の先端ほど水深が浅く水深の浅い津波の先端部が減速するため、津波の前面に後方部が乗り上げるような形となって波高が高くなる。

(イ) 集中効果

津波がV字型の湾内に入り込んだ場合、湾の両側から波が圧縮されるような現象が生じ、波高が高くなる。特に、狭い湾の奥になるほど波高が高くなる。

(ウ) 共鳴効果

津波の波長が湾の大きさの4倍程度である場合は、湾の奥における波高が次々と高くなる現象が生じる。このように、津波が湾の大きさに共鳴し波高が次々と高くなる現象を共鳴効果という。

(エ) その他の効果

海底地形によって進路が屈折する現象などが加わる。

海岸から沖合に向かって等深線が張り出すような海底地形を呈する箇所では津波の進路が屈折することにより集中する現象が生じる。これをレンズ効果という。

以上のような効果が重なり、時には、「屏風を立てたような」、又は「海の壁」と表現されるような津波が来襲することがある。

表 1-5-5 津波の速度

水深	速度	備考
水深 4,000mの外洋	秒速…約 200m 時速…約 700 km	ジェット旅客機の巡航速度と同程度
水深 100mの沖	秒速…約 30m 時速…約 110 km	高速道路を走る車より少し速い程度
海岸部の浅瀬	秒速…約 10m 時速…約 36 km	津波が目前に迫ってくると逃げるのは困難

(2) 津波災害想定の方

これまでの津波対策は、主にハード整備を中心に行われてきたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における津波のような大規模な津波に備えるためには、ハード整備のみならずソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりを進めていく必要がある。

県が行った津波浸水シミュレーションは、津波があった場合に想定される浸水域・浸水深（津波の浸水想定）を設定するためのものであり、科学的知見に基づいて設定される津波浸水想定区域・浸水深等の情報を周知するとともに、津波ハザードマップ作成のための基礎資料となることを目的としたものである。また、地域防災計画等の基礎資料となる津波による被害想定調査を実施する際の外力としての役割も含まれる。

(3) 法に基づく津波浸水想定

ア 経緯

秋田県では、東日本大震災を踏まえ、平成23年度から学識者等で組織する委員会を立ち上げ、独自に津波断層モデルを検討・設定し、平成25年8月に秋田県独自想定を公表した。

平成26年8月に国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」から、日本海で最大クラスの津波を発生させる60断層が公表されたため、秋田県に与える影響が大きい4断層と県独自断層（海域A・B・C連動等）を併せて検討し、津波防災地域づくり法に基づく津波浸水想定として平成28年3月に設定・公表した。

県では、この津波浸水想定を県における「最大クラスの津波（L2津波）」と位置づけ、総合的な津波対策を講じる基礎資料としている。秋田市においては、県のこの津波浸水想定をもとに、平成29年3月に新たに津波ハザードマップを作成している。

イ 津波対策の考え方

津波災害対策は、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2津波）と、比較的発生頻度が高く津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波（L1津波）の、二つのレベルの津波を想定し、ハード・ソフトの施策を組み合わせて講じる必要がある。

最大クラスの津波に対しては、「減災」を基本とし、市民等の生命を守ることを最優先に、市民等の避難を軸としたソフト対策の強化を図るものとする。ただし、最大クラスの津波への対策の実施が困難な場合は、地域の実情に応じ、可能な対策の着実な実施に努めるものとする。

比較的発生頻度の高い津波に対しては、人命保護に加え、市民の財産の保護等の観点から、海岸保全施設の整備等、ハード対策を進めるものとする。

ウ 想定津波（最大クラス）の選定断層

秋田県では、秋田県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される断層モデルとして、「秋田県地震被害想定調査」の断層モデルおよび「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した断層モデルから、各地域海岸において最大の津波高となる断層モデル・ケースを選定し、シミュレーションを実施した。

津波浸水想定図は、これら各ケースの地域海岸ごとのシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域・浸水深を抽出したものである。

秋田港、新屋・下浜においては、県独自断層海域A・B・C連動が想定津波（最大クラス）をもたらす。

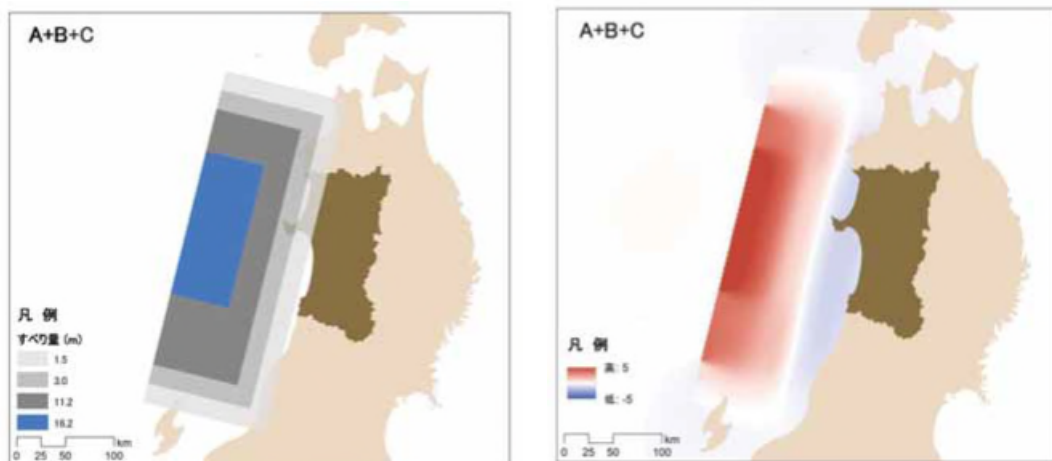


図 1-5-5 「秋田県地震被害想定調査」の断層モデル（県独自断層）

エ 津波シミュレーション結果

(ア) 最大津波高、最大波到達時間および影響開始時間

市町名	地点名	最大津波高		最大波到達時間 (分)	影響開始時間 (分)	検討断層のうち 最短影響開始時間	
		(T. P. m)	【断層】			(分)	【断層】
秋田市	新屋町	13.5	【A B C連動】	36	11(23)	11	【A B C連動】

注1：地点は、日本海中部地震において主な被害のあった場所や背後地等の地理的要因を踏まえて、「秋田県地震被害想定調査」時に定めた代表地点である。

注2：【】は最大津波となる断層、影響開始時間が最も早くなる断層をそれぞれ示している。

注3：最大津波となる断層による影響開始時間の（ ）の値は、+20cmの変動が生じる時間を示している。

(イ) 津波浸水想定図

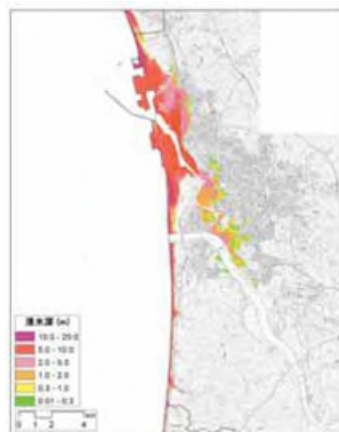


図 1-5-6 秋田市最大浸水深分布図

(4) 被害想定結果

以下に、平成25年秋田県地震被害想定結果の中から、海域地震について、地震動および津波による人的被害の秋田市における予測結果を示す。

なお、被害想定における避難行動を以下の3パターンに分ける。

ア 津波発生後すぐに全員が避難した場合（発災5分後の避難者100%）

イ 早期避難者比率が高い場合＋呼びかけ（5分後の避難者70%、15分後の避難者30%）

ウ 早期避難者比率が低い場合（発災5分後の避難者20%、15分後の避難者50%、危険切迫避難者30%）

※冬期間は、状況を考慮し、避難行動開始時間に5分を加えた考え方としている。

表 1-5-6 (1) 被害想定結果概要（海洋地震）

項目				想定地震	No. 22 海域A	No. 23 海域B	No. 25 海域A+B 連動	No. 26 海域B+C 連動	No. 27 海域A+B +C連動
マグニチュード					7.9	7.9	8.5	8.3	8.7
最大震度（秋田市）					5強	6弱	6強	6弱	6強
人的被害	死者数 （人）	夏14時 （海水浴客有り）	（ア）	0	0	79	23	220	
			（イ）	0	0	84	23	601	
			（ウ）	33	28	336	46	3,275	
		夏14時 （海水浴客無し）	（ア）	0	0	72	23	212	
			（イ）	0	0	76	23	572	
			（ウ）	0	11	288	33	3,100	
		冬2時	（ア）	0	0	143	67	1,753	
			（イ）	0	1	159	67	2,343	
			（ウ）	0	12	376	77	4,595	
	負傷者数 （人）	夏14時 （海水浴客有り）	（ア）	53	133	955	805	1,614	
			（イ）	53	133	958	805	1,669	
			（ウ）	496	848	3,616	1,598	7,672	
		夏14時 （海水浴客無し）	（ア）	53	133	954	805	1,609	
			（イ）	53	133	957	805	1,661	
			（ウ）	67	404	3,195	1,150	7,337	
		冬2時	（ア）	84	229	1,855	1,587	3,123	
			（イ）	84	236	1,870	1,588	3,205	
			（ウ）	98	509	4,106	1,931	8,818	
	うち重傷者 数（人）	夏14時 （海水浴客有り）	（ア）	0	0	47	32	138	
			（イ）	0	0	48	32	157	
			（ウ）	151	243	952	302	2,198	
		夏14時 （海水浴客無し）	（ア）	0	0	47	32	137	
			（イ）	0	0	48	32	154	
			（ウ）	5	92	809	149	2,084	
		冬2時	（ア）	0	0	103	73	305	
			（イ）	0	2	108	73	333	
			（ウ）	5	95	868	190	2,241	
道路浸水 被害	0.01m以上 0.3m未満（m）				1,603	5,469	3,472	6,108	3,866
	0.3m以上 1.0m未満（m）				791	3,812	3,771	4,050	3,003
	1m以上 2m未満（m）				77	2,036	2,280	1,654	3,914
	2m以上 5m未満（m）				0	819	8,254	822	6,403
	5m以上 10m未満（m）				0	0	3,997	0	11,495
	10m以上 20m未満（m）				0	0	0	0	1,166
	合計（m）				2,472	12,136	21,773	12,634	29,846

表 1-5-6 (2) 津波による被害想定結果(一部再掲)

海域Bおよび海域A+B+C連動[早期避難者比率が高い場合(+呼びかけ)]

項目			No. 23 想定地震 海域B		No. 27 海域A+B+C連動	
				うち津波による被害 想定		うち津波による被害 想定
マグニチュード			7.9		8.7	
最大震度(秋田市)			6弱		6強	
人的被害	死者数(人)	夏14時(海水浴客有り)	0	0	601	526
		夏14時(海水浴客無し)	0	0	572	497
		冬2時	1	1	2,343	2,154
	負傷者数(人)	夏14時(海水浴客有り)	133	0	1,669	147
		夏14時(海水浴客無し)	133	0	1,661	139
		冬2時	236	7	3,205	364
	うち重傷者数(人)	夏14時(海水浴客有り)	0	0	157	50
		夏14時(海水浴客無し)	0	0	154	47
		冬2時	2	2	333	124
道路浸水被害	0.01m以上 0.3m未満(m)		5,469		3,866	
	0.3m以上 1.0m未満(m)		3,812		3,003	
	1m以上 2m未満(m)		2,036		3,914	
	2m以上 5m未満(m)		819		6,403	
	5m以上 10m未満(m)		0		11,495	
	10m以上 20m未満(m)		0		1,166	
	合計(m)		12,136		29,846	

第6節 大規模災害等の教訓

市は、過去の大規模災害によって明らかになった問題点と課題を以下のように整理し、課題の解消・軽減に向けた対策を含めた予防および応急対策を計画する。

項 目	過去の災害時の問題点	課 題
災害に強いまちづくり	【阪神・淡路大震災】 ・住宅の耐震力・耐火力、避難空間の不足、道路交通の寸断など、市街地特有の問題が発生 【新潟県中越沖地震】 ・避難所生活の長期化に伴う環境悪化 【新潟県中越地震】 【岩手・宮城内陸地震】 ・中山間地での土砂災害やそれによる孤立集落問題 【東日本大震災】 ・広範囲の津波被害 【平成27年9月関東・東北豪雨】 【平成28年8月台風10号】 【平成30年7月西日本豪雨】 ・施設では防ぎきれない洪水の発生 【平成30年5月豪雨】 ・田植期など水田の貯水能力低下時における豪雨による浸水被害拡大	1 防災力の高い都市構造の構築 2 市街地域における地震対策の推進 3 都市空間の耐火性の向上 4 オープンスペースの整備 5 安全な避難路・避難場所の確保 6 地域防災拠点の耐震化および整備 7 交通ネットワークの防災性能の強化 8 災害に強いライフラインシステムの構築 9 災害に強い情報システムの構築 10 「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」の実現 11 貯水機能低下時等複合要素に起因する浸水対策
地域防災力の強化	【阪神・淡路大震災】 【新潟県中越地震】 ・自宅内での人的被害、市民レベルの非常用食糧等の備蓄 【東日本大震災】 【熊本地震】 ・行政機関の被災など行政対応の限界	1 平常時における防災訓練 2 市民の防災意識の向上 ・自助・共助・公助の理念の反映・普及 ・家具等の転倒防止 ・ブロック塀等の倒壊防止 ・初期消火用具の準備 ・食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄 ・市民への応急処置の普及など 3 住宅の耐震診断、耐震補強 4 市民、企業等多様な主体の連携による防災への取り組みの促進 5 自主防災組織の育成と強化 6 企業防災活動の強化 ・事業所内での防災活動 ・事業所と地域の連携 7 学校、地域における防災教育の充実

項 目	過去の災害時の問題点	課 題
活動体制の強化	【共 通】 ・職員自身の被災、登庁の遅れ、庁舎の被災による機能障害、初期情報の不足による状況把握等不十分 【令和5年7月豪雨】 ・事務局の情報収集・整理等の体制の不十分	1 災害発生時の初動体制の確立と対応内容の明確化 2 災害対策本部のバックアップ機能整備 3 情報の収集・整理・共有体制の整備 4 職員動員システムの確立 5 職員配備体制の確立 6 災害対応の役割の明確化と均等化 7 災害対策の調整機能の整備の検討 8 平常時からの空閑地の把握 9 災害時における空地の有効活用のシステム整備 10 応援部隊や災害ボランティアの受入れ体制の整備
情報収集・伝達および災害広報の強化	【共 通】 ・被災自治体での電話の輻輳・無線設備の機能障害等、情報収集が困難 ・市民の情報需要への速やかな対応と変化する被災者ニーズに対応した情報の不足 【東日本大震災】 ・津波による壊滅的な被害により情報の収集・伝達が困難となった自治体 【平成30年7月西日本豪雨】 ・行方不明者の個人情報の取扱	1 災害時情報伝達システムの構築 2 情報収集システムの確立 3 収集情報の整理 4 マスコミ機関との連携 5 避難所等救助拠点への情報伝達システムの整備 6 携帯メールを活用した災害情報配信サービスの充実 7 広報紙の充実 8 マルチメディア活用方策の推進 9 各種情報のバックアップ 10 自治体機能低下、喪失への対応 11 安否情報獲得のための個人情報の取扱い
円滑な広域連携と応援要請	【共 通】 ・応援部隊と関係機関等の間で情報共有されなかった事例 【熊本地震】 【令和5年7月豪雨】 ・受援計画の未整備	1 自衛隊等関係機関への早期派遣要請の確認 2 各種広域応援要請システム 3 協定の更新、拡充 4 受援計画の整備 5 自治体間の広域応援体制の構築 6 他市町村の被災者の受入業務の円滑化
救助・救急医療体制の課題	【共 通】 ・現地での応急医療体制、負傷者や医薬品の輸送、医療機関での受入れ体制等の未整備 ・災害派遣医療チーム（DMAT）や他医療機関の応援部隊等と現地の防災関係機関との連携体制の未整備	1 災害対策本部、消防、医療機関、日本赤十字社等の協力体制による災害時医療システムの構築 2 災害時救急医療情報システムの構築 3 医薬品・医療機器の備蓄、調達システムの構築 4 災害時道路規制の徹底 5 広域医療体制の整備 6 広域的な連携体制、搬送体制の整備

項 目	過去の災害時の問題点	課 題
火災対策	【阪神・淡路大震災】 ・同時多発火災による消火栓の使用不能、消防署等の施設被害による地震直後の情報収集困難 ・119番の専用回線のすべてが受信状態で通信不可などの通信トラブル 【北海道十勝沖地震】 ・石油タンク火災	1 消防署等施設の耐震化 2 総合的な消防力の強化 3 震災時における消防体制の充実 4 情報収集システムの改善 5 災害時交通規制の徹底 6 広域応援体制の見直し 7 消防団の強化 8 資機材の備蓄の充実 9 泡消火剤の不足対処
避難対策	【共 通】 ・広範囲に被害がおよび想定を超える避難者が学校・集会所等に避難 ・的確な避難誘導不十分 ・避難所の運営・管理計画が未整備でトラブル多発 【東日本大震災】 ・避難の長期化により、避難所の環境などの問題が発生 ・公共交通機関の停止による、首都圏を中心に多くの帰宅困難者の発生 【平成29年7月九州北部豪雨】 【平成30年7月西日本豪雨】 ・避難情報の発令(基準)・伝達方法不明確 【平成27年9月関東・東北豪雨】 【平成28年8月台風10号】 ・逃げ遅れによる多数の死者 【令和元年東日本台風】 ・移動中の車両内での被災 【令和6年能登半島地震】 ・公的避難所以外の避難所生活 ・避難場所解錠の遅れ	1 地震災害時の避難システムの構築 2 避難場所、避難所、避難路の整備 3 避難情報の発令等情報伝達システムの構築 4 避難所運営システムの構築 5 帰宅困難者の収容および帰宅支援対策 6 避難生活の長期化に対応した環境整備 7 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に配慮した避難所運営および運営への女性の参画 8 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および避難訓練の100%実施 9 車両による避難のあり方の周知 10 自主避難所等への支援 11 地域と連携した避難場所解錠の検討

項 目	過去の災害時の問題点	課 題
救援・救護対策	【共 通】 ・高齢者、障がい者等への対応不十分 【新潟県中越地震】 ・車中泊等の避難生活者にエコノミークラス症候群やストレスに起因する疾患発生 【東日本大震災】 ・防災業務従事者が津波に巻き込まれ死亡する事態 ・救援物資の受入・配分の錯誤 ・避難所等の救護所の具体的な運営方法等の未構築 ・ガソリン・灯油が入手困難 【東日本大震災】 【北海道胆振東部地震】 ・電力施設の被災による大規模停電の発生 【阪神・淡路大震災】 ・死亡者の多数発生による遺体安置所・火葬場の手配等混乱 ・被災者や遺族等への災害時のメンタルケア不十分	1 要配慮者への対応システムの整備 2 「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」等の推進 3 福祉避難所の整備 4 災害時応急物資の備蓄整備 5 救援物資等の受入、搬送、配給システムの構築 6 優先給油計画の整備 7 非常用電源の確保、燃料確保 8 救護所の設置、運営システムの構築 9 避難所外避難者への支援 10 メンタルケアへの対応 11 行方不明者の搜索 12 死者の埋火葬への対応 13 防災業務従事者の安全確保
被災地の安全確保対策	【共 通】 ・建築物の応急危険度判定の市民へのPR不足、判定士の不足、罹災証明の家屋被害判定との混同 ・避難所等の食料品の衛生管理問題 ・崩壊建物の撤去時の、ほこりや粉塵、被災家屋の大量のごみ 【北海道十勝沖地震】 ・石油タンク火災	1 被災建物危険度判定システムの確立 2 被災地の安全確保方策の検討 3 被災地環境管理システムの検討 4 危険物施設の耐震化促進（浮屋根式タンク）
ライフライン対策	【共 通】 ・ガス、上下水道、工業用水道、電気、電話等の被害 ・ライフライン復旧のために被災地に入った応援部隊の受入体制が不十分	1 ライフライン施設の耐震化 2 早期復旧システムの構築 3 応援体制の早期確立 4 応急給水体制の早期確立 5 迅速で正確なライフライン情報の提供 6 空地管理システムなどによる復旧拠点の提供 7 ライフライン相互間の連携方策の検討

項 目	過去の災害時の問題点	課 題
交通・輸 送対策	【阪神・淡路大震災】 ・電車、地下鉄等の公共交通機関の途絶、橋や高速道路等の崩落により、道路渋滞および緊急車両や代替バスの通行に支障 【新潟県中越地震】 【岩手・宮城内陸地震】 ・道路被災が多発し道路ネットワークが寸断 ・ヘリポートや空路等の確保、災害時の航空管制等	1 地震発生時の交通規制システムの整備 2 緊急道路啓開 3 緊急輸送道路の確保 4 代替交通システムの検討 5 災害時空路確保方策の検討 6 道路復旧に係る応援協力体制の確立
生活安定 対策	【共 通】 ・応急仮設住宅の用地の確保や被災者ニーズへの対応 ・集団移転への対応 ・避難の長期化による教育施設の再開時期等 ・義援金の配分 ・県、市の見舞金の支給で対象者が多数の場合、時期や配付方法 【熊本地震】 ・住宅被害認定調査の遅れ 【平成29年7月・8月豪雨】 【令和5年7月豪雨】 ・被災者への情報不足 【令和5年7月豪雨】 ・被害の概況調査、家屋の被害認定調査の遅れ ・在宅要配慮者の安否確認・状況把握不足 ・町内会・自主防災組織、NPO法人等との情報共有体制の不足 ・被災者の自立、生活再建に向けた継続的な支援	1 応急仮設住宅建設等の体制の整備 2 長期化に伴う教育再開方策の検討 3 義援金配分システムの検討 4 災害見舞金等の支給システムの検討 5 被災後経済秩序安定方策の検討 6 罹災証明等に係る手続の迅速化・簡略化 7 住家被害認定調査に関する体制の強化 8 被災者支援情報の充実（市ホームページ・SNS・市政テレビ・広報あきた・魁広報板・新聞広告・「秋田市被災者支援ガイド」等） 9 効果的・効率的な被害概況調査、被害認定調査体制の構築 10 民生委員・児童委員や地域包括支援センター等との連携による在宅要配慮者の状況把握 11 町内会とのメールリストの活用やNPO法人との連絡窓口の設置検討 12 災害ケースマネジメント体制の強化・充実
ボラン ティア活動	【阪神・淡路大震災以降】 ・多くのボランティアと活動要請とのマッチング不足 ・ボランティア活動の支援活動のあり方、専門的人材不足 【令和5年7月豪雨】 ・ボランティアセンターの職員不足	1 ボランティア教育の推進 2 ボランティアコーディネーターの養成 3 ボランティア組織のネットワーク 4 災害時のボランティア活動支援システムの構築 5 災害ボランティアの受入体制の整備 6 関係団体との事前協議による職員確保

項 目	過去の災害時の問題点	課 題
二次災害 防止対策	【新潟県中越地震】 【岩手・宮城内陸地震】 ・土砂崩れやがけ崩れの発生、せき止め湖の生成に伴う、情報伝達や避難指示等、二次災害防止施策のあり方	1 二次災害の応急対策や防災工事の促進 2 集中豪雨や余震による二次災害の発生に関する情報の市民への伝達 3 二次災害発生予測箇所の情報伝達体制の整備 4 避難体制の確立 5 避難所の安全確保
中山間地 等の防災 対策 (孤立対 策)	【新潟県中越地震】 ・土砂災害が多発し、道路の寸断や情報通信の途絶により、61地区の集落が孤立	1 孤立集落と外部との通信の確保 2 物資供給、救助活動 3 孤立に強い集落づくり（備蓄物資の推進） 4 道路、ライフライン等寸断への対応 5 津波に伴う孤立集落対策 6 要配慮者の避難生活への対応 7 防犯対策